

小笠原村災害廃棄物処理計画

令和8年3月

小笠原村

目次

1. 総論.....	1
1-1 計画策定の目的	1
1-2 計画の位置付け.....	1
1-3 計画の対象.....	3
(1) 対象となる災害.....	3
(2) 対象とする災害廃棄物.....	5
1-4 災害廃棄物処理の実施主体と役割分担	7
(1) 小笠原村の役割.....	7
(2) 東京都の役割	7
(3) 事業者の役割	7
(4) 村民の役割	7
1-5 処理目標期間の設定	8
1-6 災害廃棄物処理の基本方針	9
1-7 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定	10
1-8 災害時に発生する廃棄物処理業務の流れ.....	11
1-9 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ	12
2. 組織体制・情報共有.....	19
2-1 組織体制の確立	19
2-2 情報収集・連絡.....	20
(1) 情報収集.....	20
(2) 連絡	21
2-3 関係主体との協力・連携.....	21
(1) 締結済みの協定	21
(2) 今後の検討事項.....	23
2-4 受援体制の構築	23
(1) ボランティアの受け入れ.....	23
(2) 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の活用	24
(3) 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク).....	24
2-5 被災者・ボランティアへの周知・広報	25
(1) 発災前の準備	25
(2) 初動期.....	28
(3) 応急対策期	29
3. 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧	30
3-1 災害時対応及び平時の対策	30
(1) 災害時対応	30
(2) 平時の対策	30
3-2 ごみ処理施設の状況.....	30

(1) 中間処理施設	30
(2) 最終処分場	31
(3) 土砂置場.....	32
3-3 既存施設での災害廃棄物処理対応の検討	35
(1) 処理可能量の推計.....	35
(2) 災害時の廃棄物対応の検討	35
4. 災害廃棄物の処理	36
4-1 災害廃棄物発生量等の推計.....	36
(1) 地震災害(発災前).....	36
(2) 水害・土砂災害・竜巻等風水害	38
4-2 仮置場.....	39
(1) 仮置場候補地の選定.....	39
(2) 仮置場の設置	40
(3) 住民への仮置場の周知	40
(4) 仮置場の運営	40
(5) 仮置場の復旧	41
4-3 土砂系混合物(津波堆積物)の処理.....	41
4-4 公費解体.....	42
4-5 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	42
5. 島外処理.....	43
6. 避難所ごみ・生活ごみの処理.....	45
6-1 避難所ごみ・生活ごみの推計.....	45
(1) 避難所ごみの推計	45
(2) 生活ごみの推計	45
6-2 避難所ごみ・生活ごみの生活ごみの収集運搬・処理	46
(1) 平常時の体制	46
(2) 災害時の想定	48
(3) 生活ごみの対処方針.....	48
7. 教育訓練.....	49
7-1 職員への教育訓練	49
7-2 経験の継承.....	49
8. 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理.....	50
8-1 災害廃棄物処理計画による実効性の向上	50
8-2 情報共有と教育・訓練の実施.....	50
8-3 進捗管理・評価による課題の抽出.....	50
8-4 災害廃棄物処理計画の見直し.....	50

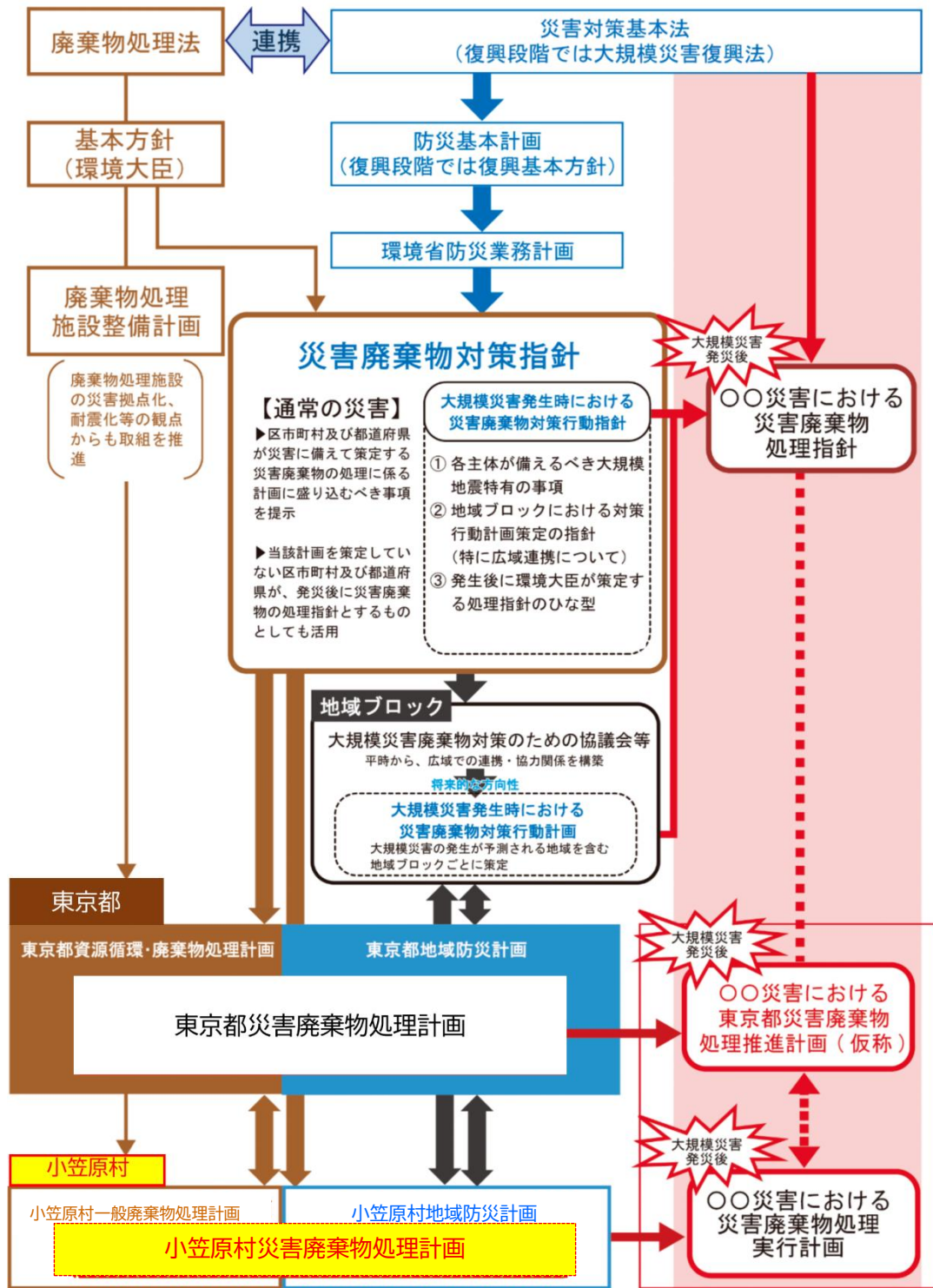
1. 総論

1-1 計画策定の目的

本計画は、小笠原村(以下、「村」という。)において発生する災害廃棄物の処理体制を確保し、適正かつ円滑な処理の実施により村民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資することを目的として計画するものである。

1-2 計画の位置付け

本計画は、「小笠原村地域防災計画(令和2年8月修正) 小笠原村防災会議」、「災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室、以下「対策指針」という。）」、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(環境省平成27年11月)」及び「東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月、以下、「東京都計画」という。）」に基づき、災害廃棄物処理についての村の基本的な考え方、処理方法等を示すものである。村で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。



出典: 東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)を編集

図 1-1 災害廃棄物処理計画等の位置付け

1-3 計画の対象

(1) 対象となる災害

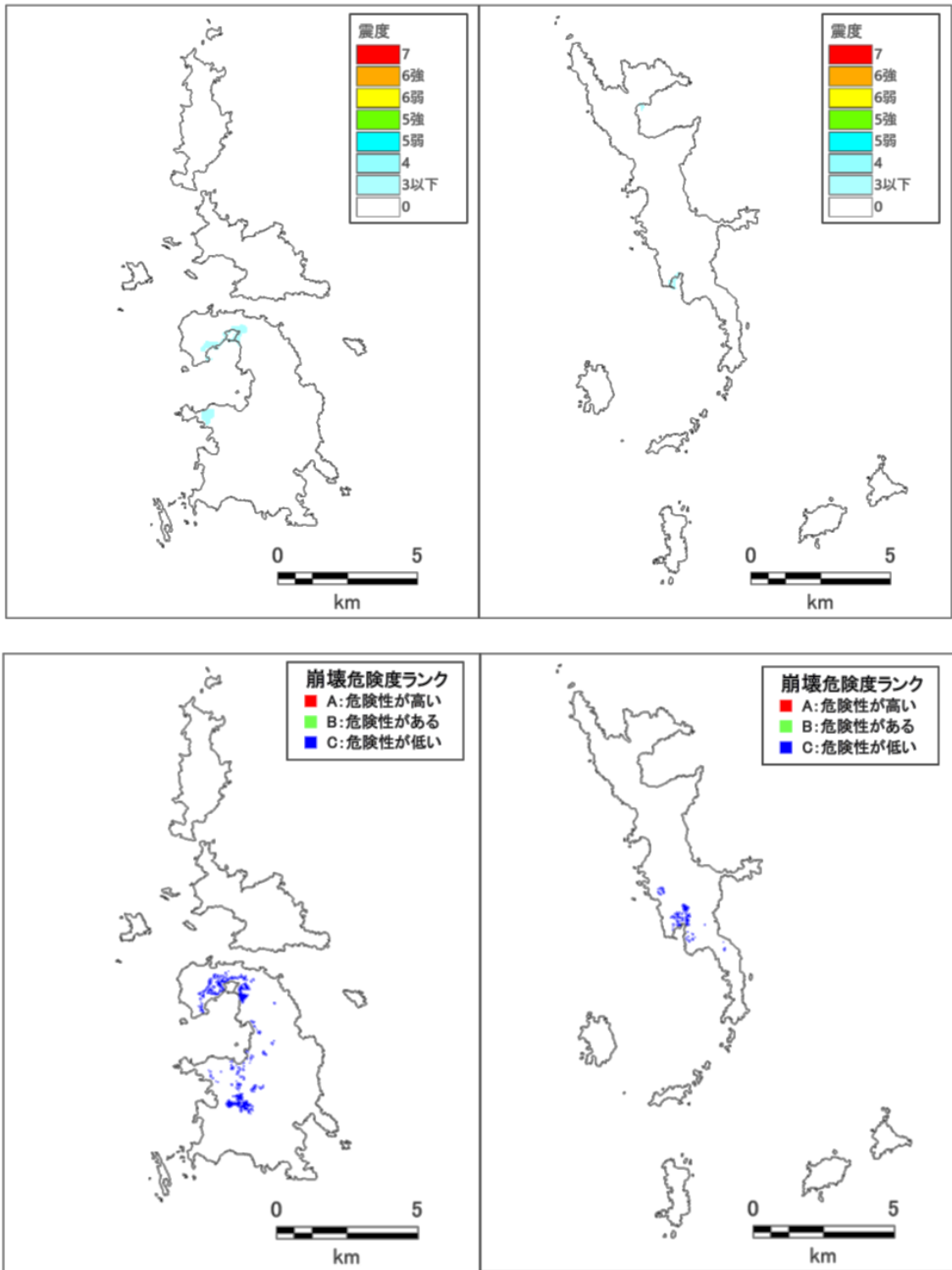
本計画は、東京都計画及び小笠原村地域防災計画に基づき、地震、風水害等の自然災害を対象とする。

表 1-1 想定される自然災害の規模、建物被害

種類	規模等	建物被害
地震災害 (揺れ・急傾斜地崩壊・津波)	<南海トラフ巨大地震※> 最大震度4以下 最大津波高(m) 父島:14.73m 母島:15.96m 浸水面積 父島:2.234km ² 母島:1.008km ²	全壊棟数 父島:187 棟 母島:44 棟 半壊棟数 父島:105 棟 母島:13 棟 (津波)
風水害(土砂災害を含む)	現時点では風水害の建物被害想定はなし	

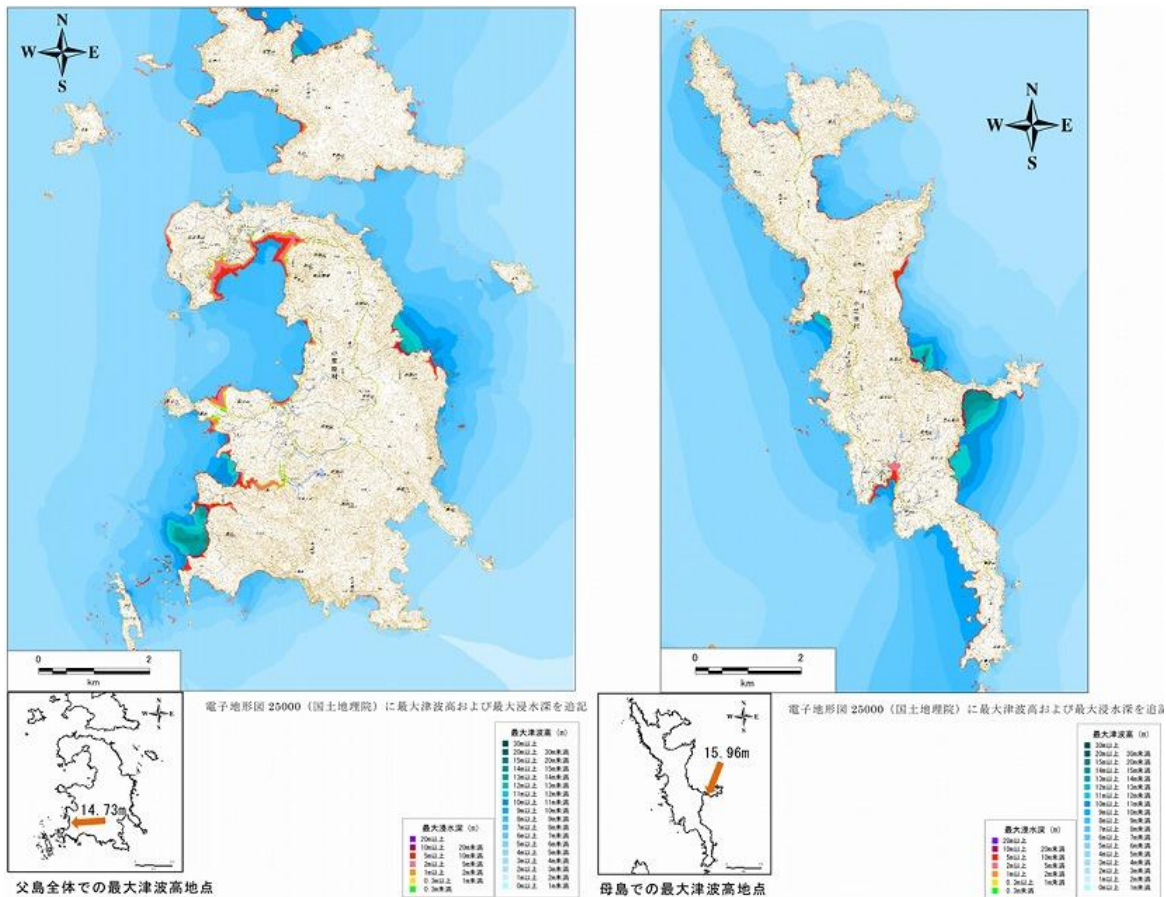
備考 1) 地震災害の規模等・建物被害:「首都圏直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日公表 東京都防災会議)」をもとに作成。※小笠原村で最大被害が想定される M9クラス ケース⑤

2) 火山災害については、小笠原村地域防災計画(令和2年8月修正)において、硫黄島での火山活動への配慮が必要とされているが、父島、母島については規定されていないため、ここでは除外した。



出典:首都圏直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日公表 東京都防災会議) 図表集

図 1-2 南海トラフ巨大地震(M9クラス ケース⑤)の震度分布(上)、急傾斜地崩落危険度(下)



出典:首都圏直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日公表 東京都防災会議) 図表集

図 1-3 南海トラフ巨大地震(M9クラス ケース⑤)の最大津波高・浸水分布図

(2)対象とする災害廃棄物

対策指針では、災害廃棄物の定義として、「自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの」としている。災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加え、災害廃棄物の処理が必要となる。

本計画で対象とする災害時に発生する廃棄物は、表 1-2 の赤枠に示すものである。被災した事業所(民宿、個人商店等)から発生する廃棄物についても、本村の地域特性も踏まえ、災害廃棄物として本村が主体となって処理を行う。

主な災害廃棄物の種類を表 1-3 に示す。

なお、離島という地理的な条件を踏まえ、迅速な処理を進めるために島内外での処理施設にあわせて災害廃棄物の種類を決めるものとし、具体的には処理フローに示す。

表 1-2 対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類		概要	
一般 廃棄物	災害時に発生する 廃棄物	災害 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により家具や家電等の家財が廃棄物となったもの(片付けごみ) ・損壊家屋等の解体により発生する廃棄物(解体廃棄物) ・避難施設等の仮設トイレからのし尿 ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・その他、災害に起因する廃棄物
		避難所 ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した住民の排出する生活ごみ(通常生活で排出される生活ごみは除く。) ・避難施設等で排出される生活ごみ(避難所ごみ)
	生活ごみ、し尿	・家庭から排出される生活ごみ及びし尿	
	事業系一般廃棄物	・事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く。)	
産業廃棄物		・廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

出典:東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月 東京都)p.6

表 1-3 主な災害廃棄物の種類

種類	具体例等
可燃物/可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物等)などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など

出典:災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)p.1-10

1-4 災害廃棄物処理の実施主体と役割分担

(1) 小笠原村の役割

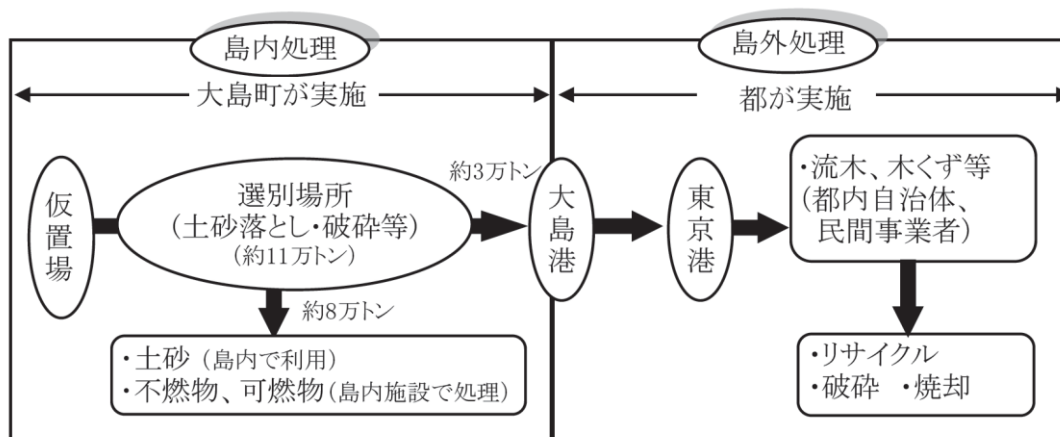
災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであるため、村が包括的な処理責任を負う。村では、自区域内で発生した災害廃棄物について、村が管理するごみ処理施設(父島クリーンセンター)を可能な範囲で活用しつつ、東京都島嶼町村一部事務組合と連携を図りながら、主体的に処理を行うものとする。

村内で発生した廃棄物を単独で処理しきれない場合については、都に事務委託することも含め、協力を仰ぎながら島外の処理施設を活用し、災害廃棄物処理を実施する。

(2) 東京都の役割

都は、処理主体である村が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。また、村内の処理施設だけでは処理を完結できず、中間処理以降の総合的な調整を要する場合など、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を受けて、村に代わって、都が処理主体として直接、一部の廃棄物処理を担うことがある。

(参考)平成 25 年大島土砂災害における災害廃棄物処理事業の事務分担(事務委託)



出典:大島町災害廃棄物処理事業記録(平成 27 年3月 大島町・東京都環境局・(公財)東京都環境公社)p.6

(3) 事業者の役割

事業者は、事業場から排出される廃棄物の処理を行うとともに、都及び村が実施する災害廃棄物処理に協力する。

また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、都及び村が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見及び能力を生かした役割を果たすよう努める。

(4) 村民の役割

被災地域の村民は、廃棄物の排出者であり、かつ被災者でもある。まずは自らの生命と安全な生活を確保することが第一であるが、一方、災害廃棄物の適正な処理のためには、廃棄物の排出段階での分別の徹底など、早期の復旧・復興に向けて、廃棄物の円滑な処理に協力する。

1-5 処理目標期間の設定

処理期間については、大規模災害発生時には発生から概ね3年以内の処理完了を目指す
が、災害規模に応じて可能な限り短縮に努めるなど適切な処理期間を設定する。

なお、津波被害の場合は、港機能の復旧に時間がかかることや、災害廃棄物が混合状態と
なることにより村内での分別を行った上で安全かつ衛生的に保管する必要性が生じることが
想定されることから、災害廃棄物を長期間にわたって貯留する必要性が生じることを考慮する。

発災後の時期区分と特徴を表 1-4 に示す。

表 1-4 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	終期目安
平常時	・災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向けた事前準備等	—
初動期	・災害廃棄物処理の体制整備、被害状況の確認、発生量の推計、一次仮置場の開設及び推進計画の策定 ・避難施設等で排出される生活ごみ等の処理の実施	1 か月～ 3か月程度
応急対策期	・一次仮置場を運営し、片付けごみの本格的な処理の実施 ・災害廃棄物処理推進実行計画や契約事務、災害廃棄物の補助金の査定	6か月～ 1年程度
復旧・復興期	・一次仮置場を解消し、必要に応じて二次仮置場を開設した上で、解体廃棄物の本格的な処理の実施	～処理完了

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる(東日本大震災レベルを想定)。

出典:東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月 東京都)p.76

1-6 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理を進めるに当たっては、法令を遵守するとともに、被災者となる村民の健康及び生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、「復旧、復興に資する処理」及び「持続性を確保できる処理」の実現を目指す。表 1-5 に示す7つの基本方針に基づき、具体的な取組を進めていくこととする。

表 1-5 災害廃棄物処理の基本方針

1 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況、処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。特に離島特有の運搬制約を考慮し、島内保管から島外搬出に至る工程管理を徹底する。
2 リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処理量の削減を図る。再資源化したものは復興資材等として有効に活用する。
3 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るために、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。可燃物については、公衆衛生上の観点から可能な限り島内の既存施設等で優先的に処理するが、可燃物以外の廃棄物は島外搬出を基本とする。
4 広域連携による処理	大規模災害時には本村及び本村内の事業者のみでの処理が困難であることを想定し、東京都をはじめ、本土の自治体や民間事業者との緊密な連携・協力体制を構築し、船舶輸送等による島外処理を円滑に進める。
5 環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進する。特に小笠原諸島ならではの生態系への影響に留意した仮置場の選定・管理を行う。
6 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。特に、島外搬出までの待機期間における腐敗等には注意をする。
7 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
8 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。輸送コストの最適化を図るため、圧縮梱包や船舶の効率的な運用に努める。

1-7 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

災害発生後、災害の規模、被災状況等を踏まえ、廃棄物を適正に処理するために必要となる具体的事項を定めた災害廃棄物処理実行計画(以下、「実行計画」という。)を策定する。

実行計画は、災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、適宜見直しを行うものとする。

なお、実行計画は、処理期間が概ね6か月を超える場合や、都へ事務委託を行う場合などを一つの目安とし、処理の規模などに応じて必要により策定するものとする。

表 1-6 実行計画の構成案

(1) 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨	
	計画の目的
	計画の位置付けと内容
	計画の期間
	計画の見直し
(2) 被害状況と災害廃棄物の量	
	被害状況
	災害廃棄物の量
(3) 災害廃棄物処理の基本方針	
	基本的な考え方
	処理スケジュール
	処理体制
(4) 災害廃棄物の処理方法	
	災害廃棄物の処理フロー
	被災現場からの収集運搬
	仮置場の運営
	災害廃棄物の処理・処分
	公費解体
	進行管理
	その他

1-8 災害時に発生する廃棄物処理業務の流れ

災害時には、通常の廃棄物のほか、土砂や流木といった様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生することがある。生活環境の保全や安全作業の確保に努めつつ災害廃棄物を適切かつ円滑・迅速に処理することは、被災地域の早期復旧・復興につながる。

災害時における廃棄物対応の流れを表 1-7 及び図 1-4 に示す。業務の優先順位を設け、効率的に作業を進めることが重要であるが、離島という地理的な条件を踏まえた処理方法となる。

表 1-7 災害廃棄物処理のために発生する業務の例

被災地域	仮置場	処理・処分先
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内及び関係組織の体制構築 ・分別方針の決定 ・住民への広報 ・ボランティアの受け入れ方針の決定とボランティアへの周知 ・収集・運搬のルート・機材・体制の確保 ・協定に基づいた応援要請 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の確保・開設、運営 ・仮置場の設置に必要な資機材・人員の確保 ・仮置場の適切な運営(周辺環境への対策、分別指導等) ・処理実行計画の作成(発生量推計、処理方針等を含む) <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理、最終処分、再生利用の検討 ・補助金申請業務 ・災害廃棄物処理の進捗管理 ・仮置場の解消(返却) <p>など</p>



図及び表の出典: 災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～2016年3月31日
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 p.6～7

図 1-4 災害廃棄物処理業務の流れ

1-9 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ

災害廃棄物の処理に当たっては、離島という地域特性を踏まえる必要がある(表 1-8 参照)。

既存の一般廃棄物処理施設(父島クリーンセンター、安定型処分場、管理型処分場)は処理能力・残余容量に乏しいため、村内の民間事業者との連携の検討や島外での処理が必要とされることが考えられる。また、母島で発生した災害廃棄物の処理は、平時の生活ごみと同様に、父島、または直接島外に搬出して処理を行う必要がある。村内の処理施設一覧は表 1-9 による。

島外での処理を行う場合は、大型土のう袋(フレコン)による輸送を行うこととするが、平常時同様、二見港(父島)及び沖港(母島)の近傍に、船舶への積込までの間、一時保管する場所を確保する必要がある。船舶輸送施設一覧を表 1-10 に示す。

加えて、有害物等の処分、有価物等のリサイクルについては、平時においても島外に処理・処分を依存しているため、平常時の処理ルートを活用する。

がれき混じり土砂(津波堆積物・土砂・火山灰等)の処理後物のうち、土砂等の自然物は村内での資材利用を優先し、村内の土砂置場も利用する。

島外処理を含めた災害廃棄物の処理フローの概略を図 1-5 に、仮置場、土砂置場、コンテナ基地の候補地を図 1-6 に、片付けごみの処理フローを図 1-7 に、解体廃棄物等の処理フローを図 1-8 に、島外処理フローを図 1-9 に示す。

表 1-8 離島における地域特性

ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・電力や水道等の設備が脆弱であり、復旧に時間を要する ・島外への交通手段が船舶に限定される ・緊急時には緊急物資や生活物資の輸送が優先される
廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設は処理能力が小さい ・塩害により老朽化の進行が速い ・焼却規模が小さいため熱回収・発電利用できない ・金属くず等有価物のリサイクルや、有害物、廃家電、廃自動車等の処理困難物の処理・処分は島外に依存している ・民間廃棄物処理業者が存在しない
仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・土地が限られていることから、広大な仮置場候補地を確保できない
廃棄物の島外輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段が限られており、廃棄物の島外への搬出は貨物船による海上輸送のみである ・季節風や波浪の影響により、接岸できない場合がある ・運搬費用が掛かる ・効率的な運搬のため、コンテナ等のストックヤードの整備が必要である ・廃棄物の運搬にあたっては、コンテナ等の密閉容器での輸送等、悪臭や汚水の染み出し対策が必要である ・港湾が被災した場合は、復旧するまで運搬できない ・他の復興支援作業等と競合し、岸壁や荷揚場、荷捌き場がひっ迫する

表 1-9 島内の処理施設一覧

区分	施設名称	処理対象物・処理能力等	
中間処理	焼却	父島クリーンセンター 可燃ごみ:焼却 4.6t/8h×1 炉	
	破碎 資源化	中間処理センター 〔小笠原建材協同組合〕 (産業廃棄物処分) がれき類:破碎 339.2t/8h(最大)	
	資源化	父島クリーンセンター	飲料缶、ペットボトル、びん、容器リサイクルプラ・紙、ダンボール、雑紙類、発泡スチロール、製品(硬質)プラスチック、小型家電、金属類
		母島リレーセンター	中継施設(積替施設)
	し尿処理	父島地域し尿処理場	標準活性汚泥 700kL×2 基
母島地域し尿処理場		循環水路曝気方式 500kL×1 基	
最終処分	埋立	父島埋立処分場	焼却残渣・沈砂:残余容量9,176m ³ (令和6年度末)
		振分山処分場(父島)	不燃ごみ(ガラス、陶磁器類)残余容量213m ³ (令和6年度末)
		中ノ平処分場(母島)	不燃ごみ(ガラス、陶磁器類)残余容量135m ³ (令和6年度末)

し尿処理:コミュニティプラント

表 1-10 船舶輸送施設一覧

区分	施設名称	規模等
港湾	父島	二見港 岸壁(-5.0m、-7.5m)
	母島	沖港 岸壁(-5.0m)
船舶	株共勝丸 貨物船(共勝丸)	総トン数 325t

備考) 共勝丸は近海区域を航行可能な数少ない貨物船である。

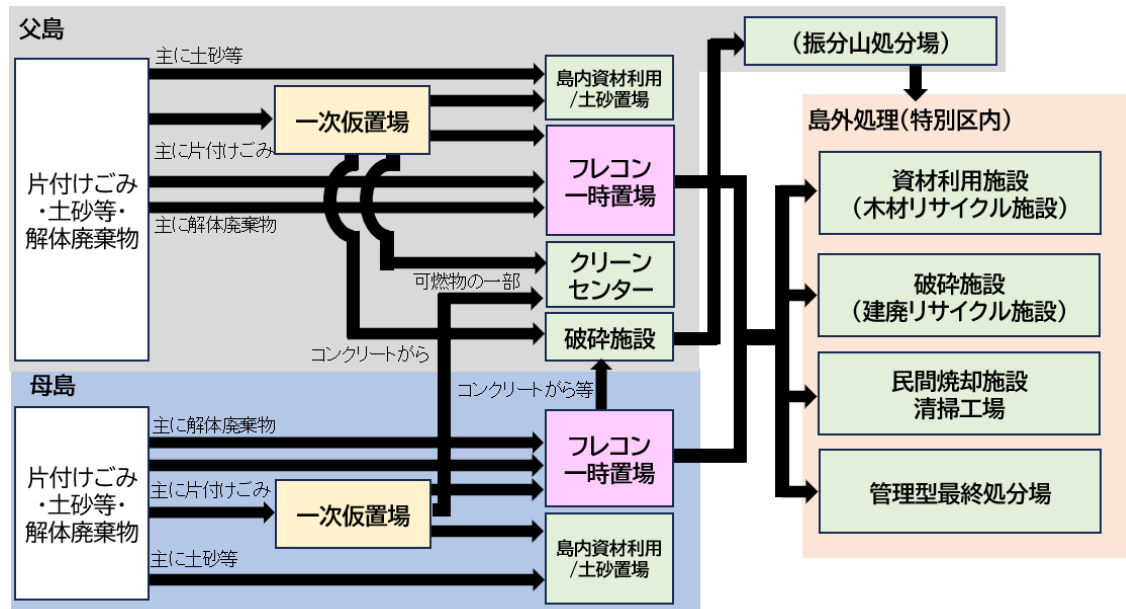


図 1-5 応急対策期(一次仮置場)までの処理フロー(概略)



図 1-6(1) 父島の土砂置場、大型土のう袋一時置場等候補地

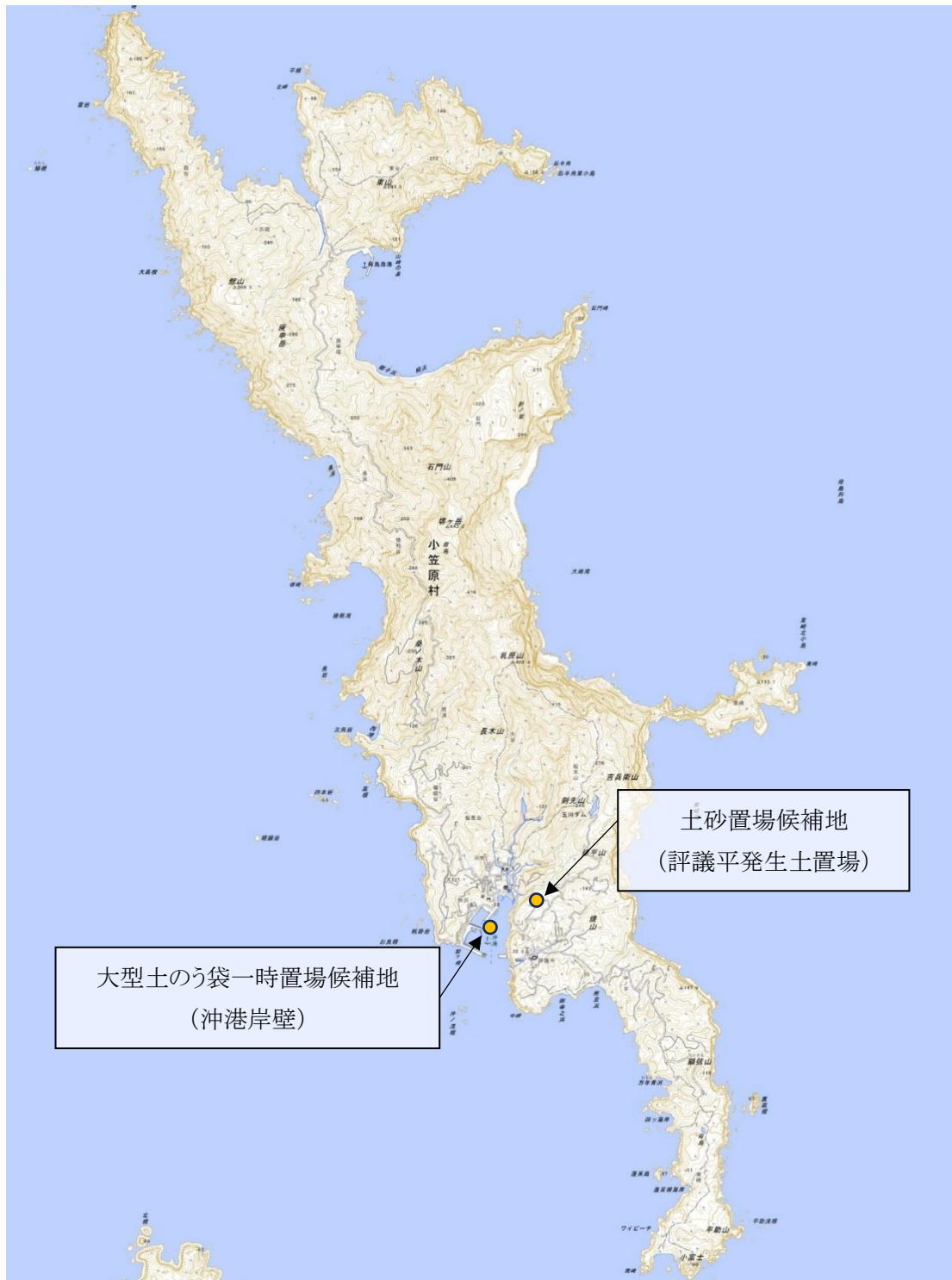
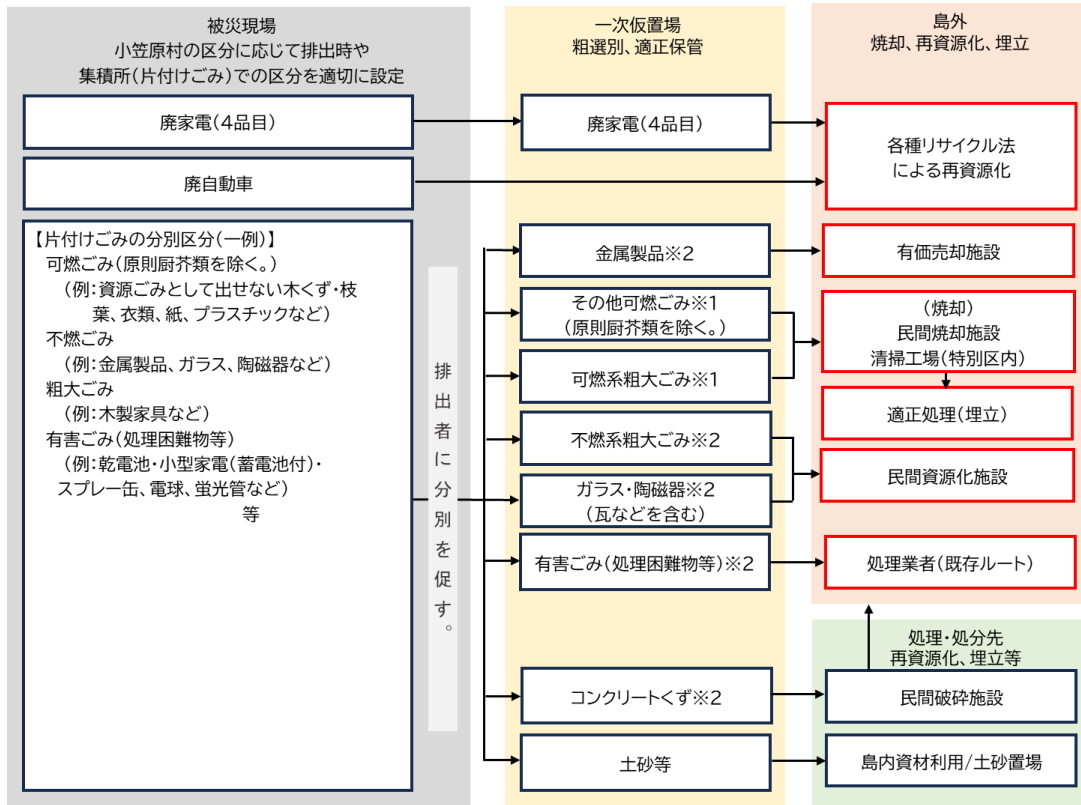


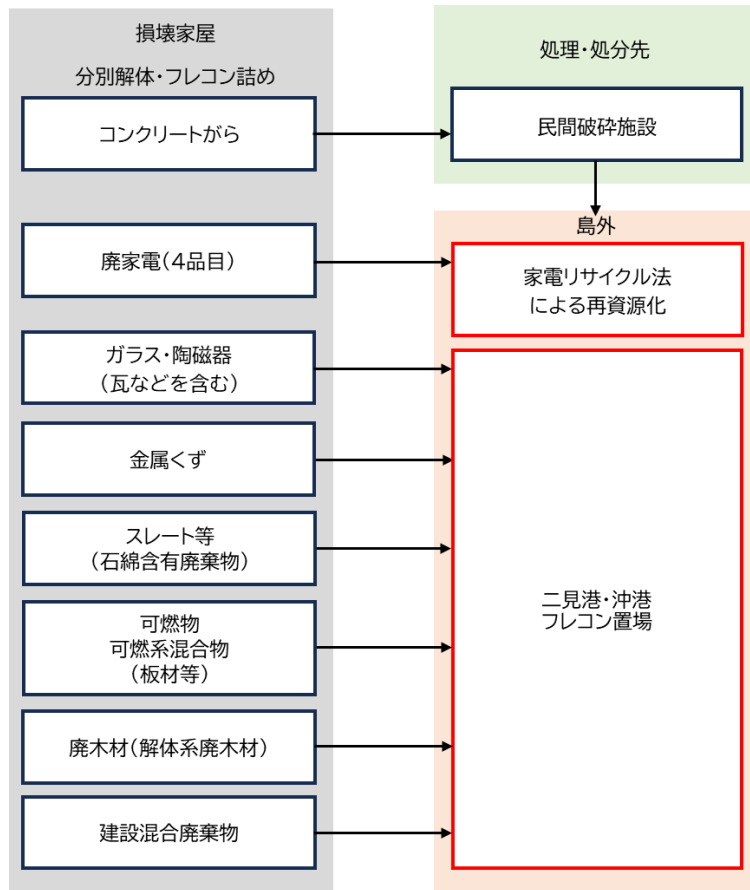
図 1-6(2) 母島の土砂置場、大型土のう袋一時置場等候補地



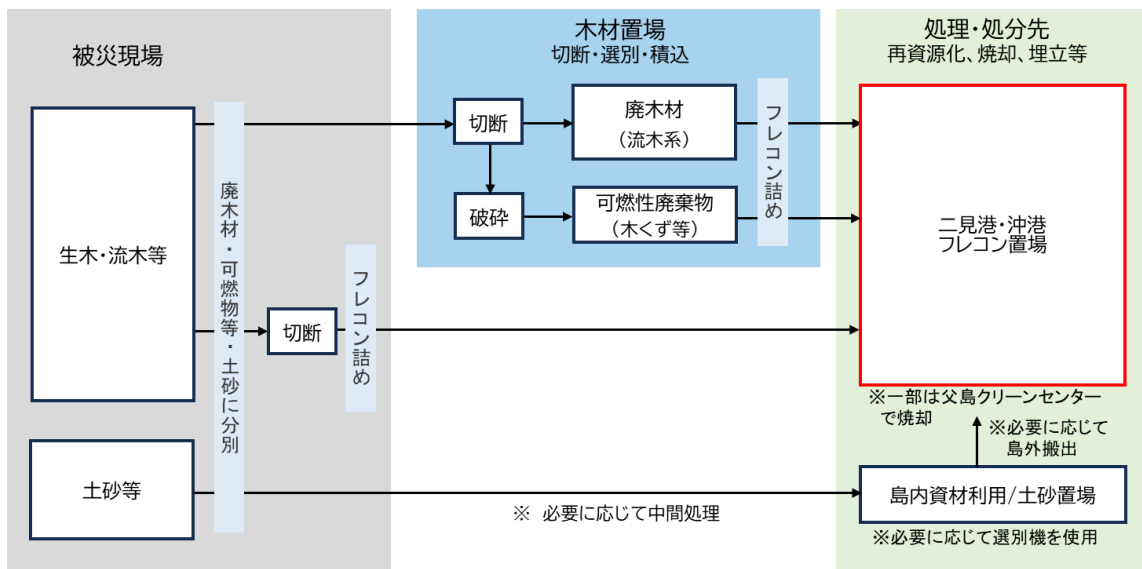
※1 村内で焼却可能なものは父島クリーンセンターを活用する。
 ※2 処理・処分先の受入基準に合わせて、適宜より詳細な選別等を行う。
 □は島外処理(特別区内)。

出典: 東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)を参考に作成

図 1-7 片付けごみの処理フロー



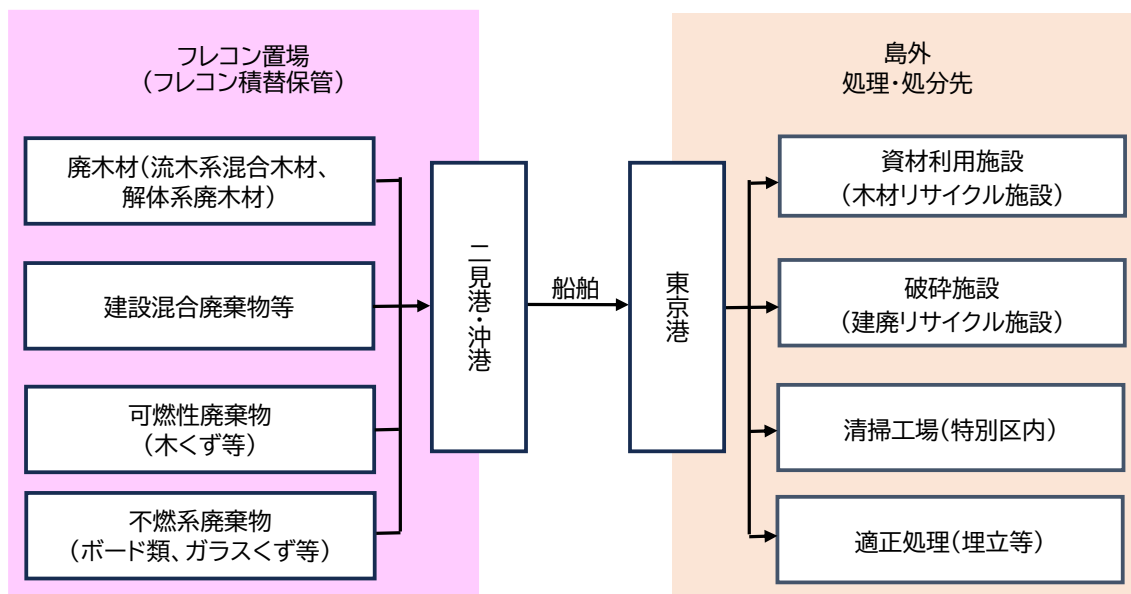
- ※ 処理・処分先の受入基準に合わせて、適宜より詳細な選別等を行う。
- ※ □は島外処理(特別区内)。
- ※ 必要に応じて、選別・破碎のため二次仮置場を設置。



- ※ 土砂等は、土砂災害による土砂、津波堆積物を指す。
- ※ □は島外処理(特別区内)。
- ※ 木材置場が二次仮置場のイメージ。

出典: 東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)を参考に作成

図 1-8 解体廃棄物等の処理フロー



出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）を参考に作成

図 1-9 島外処理フロー

(参考) 島外処理・処分先の例(H.25 大島土砂災害の実績)

単位:トン

施設 受入 廃棄物等	有明興業(株) 若洲工場 (江東区若洲 2-8-25)	東京ボード工 業(株)新木場リ サイクリング工 場(江東区新 木場 2-12-5)	(株)リサイクル・ ピア※東京エ コタウン工場 (大田区城南 島 3-4-3)	高俊興業(株) 東京臨海エコ プラント(大田 区城南島 3-2- 15)	東京二十三区 清掃一部 事務組合
可燃性廃棄物 (木くず等)	-	-	-	-	3,630.13
流木系廃木材	-	6,437.18	-	-	-
流木系直木材	-	5.24	-	-	-
解体系廃木材	-	46.83	-	-	-
建設系混合廃棄物	54.33	-	1,027.88	280.41	-
廃畳	35.40	-	3.05	-	-
布団	2.96	-	-	5.35	-
廃タイヤ	6.87	-	-	-	-

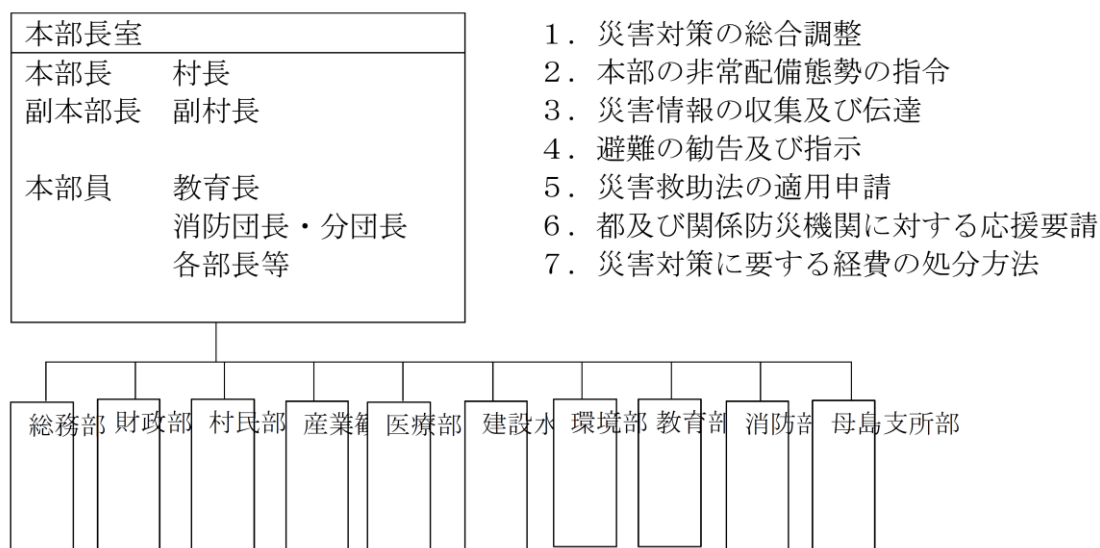
備考)※:現(株)タケエイ

2. 組織体制・情報共有

2-1 組織体制の確立

村長は、村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは小笠原村災害対策本部(以下「村本部」)を設置する。

災害対策本部組織図を図 2-1 に示す。



出典:小笠原村地域防災計画震災対策編(令和2年8月修正)小笠原村防災会議p.25

図 2-1 災害対策本部組織図

村本部が設置された場合、災害廃棄物の処理については環境課の事務分掌とされている。災害対策本部体制での環境課の事務分掌を表 2-1 に示す。

災害廃棄物処理については、①仮置場の設営(災害廃棄物の収集運搬・選別処理・搬出作業)、②避難所から発生するごみの収集、③一般廃棄物処理施設における処理といった、3つの業務が柱となる。業務対応の概要を図 2-2 に示す。

ただし、村のみでは実施することが困難な場合は、都に対し応援要請を行う。

表 2-1 災害対策本部体制での環境課の事務分掌

課	業務又は業務の大綱
環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設営の協力に関すること。 2 塵芥処理に関すること。 3 防疫に関すること。

出典:小笠原村地域防災計画(令和2年8月修正)小笠原村防災会議 p.3 より抜粋

なお、し尿処理や仮設トイレの設置等については建設水道課が対応することとしている。災害時の仮設トイレ設置や仮設トイレで回収したし尿の収集・運搬費、処理費については、環境省「災害廃棄物処理事業費補助金」の対象になりうるので、情報を共有する。

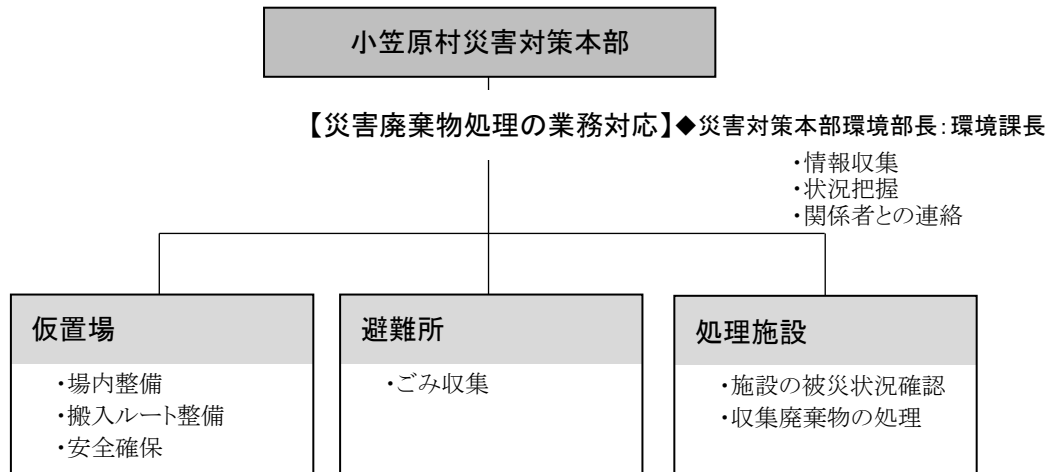


図 2-2 災害廃棄物処理の業務対応の概要

2-2 情報収集・連絡

(1) 情報収集

災害後のごみの収集、災害廃棄物の収集運搬、仮置場等に関する情報の収集は、災害対策本部等と密接な連携のもとに表 2-2 に示す情報を整理し、迅速に行う。

表 2-2 収集を要する情報のリスト

	収集する情報の種類
1	災害の発生日時、場所、被害概要、気象状況
2	建物の被害状況(全壊、半壊、焼失戸数)
3	浸水状況(床上浸水戸数、床下浸水戸数)
4	一般廃棄物処理施設の被害状況
5	収集運搬業者、車両等の被害状況
6	道路、下水道、水道の被害状況
7	土砂、がれき類の発生量見込みと処理方法
8	片付けごみ等の発生量見込みと処理方法
9	仮置場及びコンテナ等の確保状況、残容量
10	外部に要請が必要な応援内容 (委託処理、資機材、人的支援、仮設トイレや消毒薬品等の資材)

(2)連絡

災害時における迅速な応急対策活動を実施するため、都及び関係防災機関との間の通信連絡システムを確保しておくものとする。連絡体制は図 2-3 のとおりである。

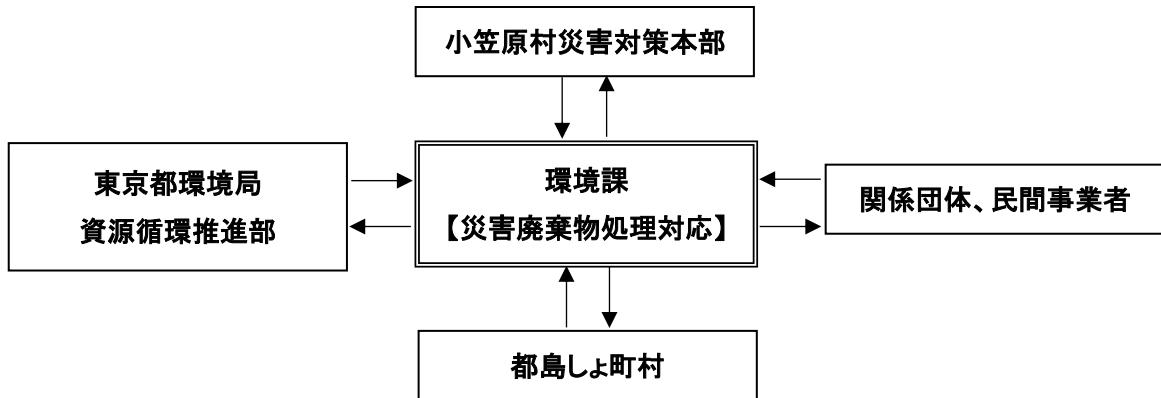


図 2-3 災害廃棄物処理に関する連絡体制

2-3 関係主体との協力・連携

(1)締結済みの協定

①防災機関

発災初動期においては、まず人命救助を優先し、迅速な人命救助のために道路上の災害廃棄物を撤去（道路啓開）する等、自衛隊、警察、消防との連携に関する情報を災害対策本部で一元化を進める。

村では、令和7年3月現在、消防と表 2-3 の協定を締結している。

表 2-3 協定締結団体等と内容（消防）

協定締結団体	協定名
東京消防庁	消防活動の応援に関する協定

出典：小笠原村地域防災計画（令和2年8月修正）小笠原村防災会議 p.118 の表を加工・抜粋

②自治体

災害の規模や被災状況から、広域的な対応が必要となる場合は、協定を締結している自治体等に支援を要請し、協力・連携する。

村では、令和7年3月現在、表 2-4 の協定を締結している。

表 2-4 協定締結団体等と内容（自治体等）

協定締結団体	協定名
島しよ町村	島しよ町村災害時相互応援に関する協定

出典：小笠原村地域防災計画（令和2年8月修正）小笠原村防災会議 p.111 の表を加工・抜粋

③民間団体等

村では、災害が発生し応急対策活動を行う場合において、必要と認める業務について協定を締結した民間団体等に対し支援を要請する。

災害廃棄物の処理にあたっては、表 2-5 の業務について資機材の提供を含め、民間事業者に協力を求めて、効率的に実施する。特に島外での処理・運搬等については、東京都と連携し、一般社団法人東京都産業資源循環協会等の団体に対して速やかに協力を要請する。

表 2-5 災害廃棄物の処理に当たって民間事業者に協力を求める業務

協力を求める業務	業務内容
倒壊建物の解体・災害廃棄物の撤去	1 倒壊建物の解体業務 2 発生災害廃棄物仮置場の設置
災害廃棄物仮置場の設置	1 仮置場の維持管理業務 2 コンテナ等への積込作業 3 仮置場からの災害廃棄物の搬出
災害廃棄物の中間処理、再利用、最終処分	1 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供 2 再利用施設への搬入 3 再利用施設での優先的な処理 4 最終処分場への災害廃棄物の搬入

村では、令和7年3月現在、民間団体等と表 2-6 の災害時における応急対策業務に関する協定締結している。

表 2-6 協定締結団体等と内容(民間団体等)

協定締結団体	協定名、事務
小笠原支庁、小笠原村建設協力会	災害時における応急対策業務に関する協定(道路関係障害物除去等)

出典:小笠原村地域防災計画(令和2年8月修正)小笠原村防災会議 p.111 より、加工・抜粋

また、以下の団体と表 2-7 の協力体制を構築している。

表 2-7 協力機関及び事務

機関の名称	業務または業務の大綱
小笠原村社会福祉協議会	1. 要配慮者の把握及び避難の協力に関すること。 2. 災害ボランティアに関すること。
小笠原海運(株) 伊豆諸島開発(株)	1. 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること 2. 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
(株)共勝丸	1. 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること 2. 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
小笠原村建設協力会	1. 災害時における建設活動の協力に関すること。 2. 道路・橋梁等公共土木施設の応急対策等の協力に関すること。 3. 倒壊建物等の撤去の協力に関すること。 4. 応急仮設住宅の建設、被災建物等の応急対策等の協力に関すること。 5. 応急対策等に要する資材提供の協力に関すること。 6. その他応急対策等の協力に関すること。

出典:小笠原村地域防災計画(令和2年8月修正)小笠原村防災会議 p.5 より、加工・抜粋

(2) 今後の検討事項

今後、災害廃棄物処理の観点から、村内外の民間事業者等との協定締結を検討する。

2-4 受援体制の構築

発災時は、短期間に膨大な災害対応業務が発生するため、多くの人的資源が必要となるが、行政機能が低下している自らの体制だけで対応をとることは困難である。このため、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制(受援体制)を構築することが不可欠である。

(1) ボランティアの受け入れ

ボランティアには、被災建築物の使用の可否を判定する応急危険度判定員、被災宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士、また、通訳業務等の一定の知識や経験あるいは特定の資格を要するボランティア(専門ボランティア)と、避難所等における炊出しや支援物資の管理・配布、あるいは被災地の人々の世話や話し相手等、特別な資格を必要としない様々なボランティア(一般ボランティア)がある。

今後、災害時におけるボランティアの活動形態に対応できるように、平常時から都とのネットワークを構築し、情報交換と連携体制づくりを推進していくとともに、社会福祉協議会や日本赤十字社、ボランティア団体等の協力を得ながら、受け入れ体制の確立やボランティアの活動拠点の整備について検討を進めるものとする。また、災害ボランティアセンターを円滑に設置、運営するため、村と社会福祉協議会の役割分担及び連携方法ならびに設置場所等を検討する。

一般ボランティアの装備は基本的には自己完結だが、個人で持参できないものについては村や災害ボランティアセンター等で準備しておく必要がある。

特に災害廃棄物の処理現場においては、粉じん等から健康を守るために必要な装備など、災害廃棄物の撤去を依頼するだけでなく、活動者の安全を守ることも重要である。

また、ボランティアによる家の片付け等に利用できるよう、仮置場等への搬入チラシを配布するなど、災害廃棄物の円滑な処理への協力を依頼する。

支援を有する自治体で準備する物資の例

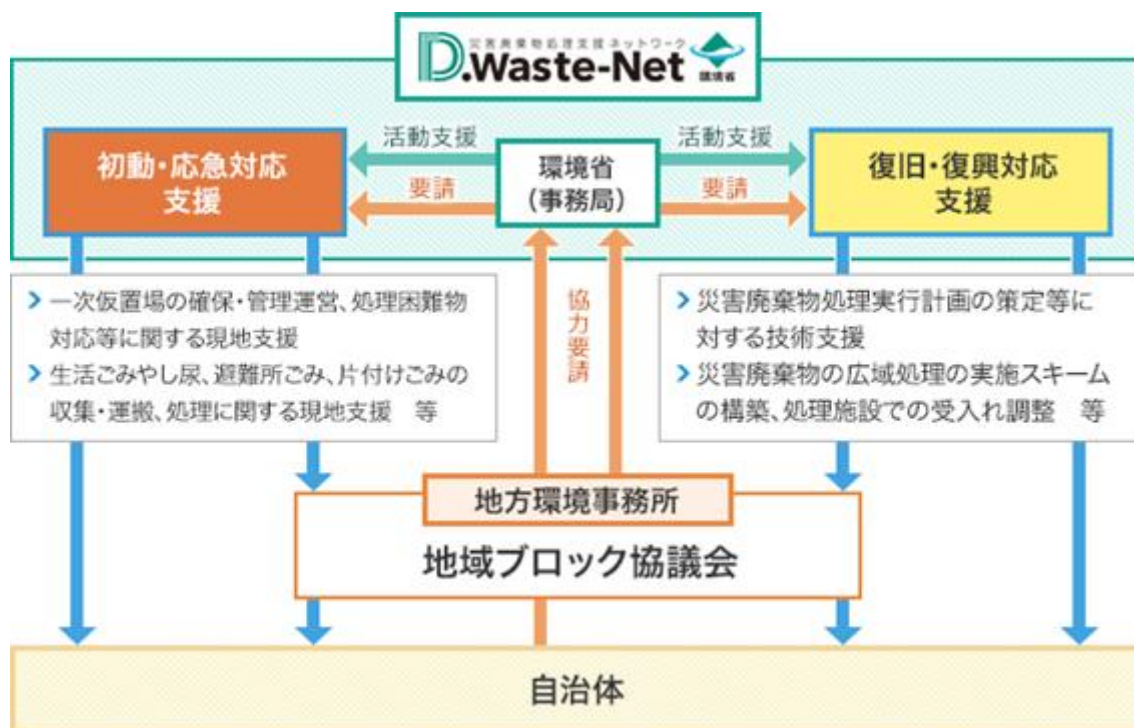
- ・家具等切断、破碎の際に必要な木工用カッターやノコギリ等
- ・泥の搬出に必要なスコップ、フレキシブルコンテナバッグ
- ・手押し車
- ・雑巾やゴミ袋等の清掃用具
- ・防時マスク、安全ゴーグル・メガネ等の安全衛生保護具

出典：災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)
技術資料12「被災地でのボランティア参加と受け入れ」

(2) 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の活用

D.Waste-Net とは、国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者により構成される人的な支援ネットワークであり、必要に応じて活用を検討する。

概要を図 2-4 に示す。



出典：D.Waste-Net(環境省 HP http://kouikishori.env.go.jp/action/d_waste_net/)

図 2-4 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)

(3) 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)

環境省は、災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時には被災地支援を依頼することを目的とした「災害廃棄物処理支援員制度」を令和2年度に創設した。

派遣要請に当たっては、「災害廃棄物処理支援制度に関する要綱」に従い、支援員を派遣する地方公共団体の長あてに「災害廃棄物処理支援員の派遣要請書(様式5)」を提出する*。

※災害廃棄物処理支援員(人材バンク)制度 派遣要請書は要綱 p.12 に掲載されている

(環境省 HP http://kouikishori.env.go.jp/action/jinzai_bank/)

2-5 被災者・ボランティアへの周知・広報

災害廃棄物の処理を円滑に進め、早期の復旧・復興に資するためには、村民・ボランティアによる災害廃棄物の分別の協力が不可欠である。発災時に村民・ボランティアの協力が得られるよう、平常時より、分別の必要性や排出方法等について、啓発等を通じて理解の促進を図る。

また、あらかじめ広報のひな形等の準備や、広報手段、伝達主体の検討を行っておくことで、初動期の混乱を最小限にとどめるよう努める。

さらに、仮置場の設置や運営には周辺住民の理解が欠かせないため、平常時から災害廃棄物に関する情報の発信を推進する。

(1) 発災前の準備

① 広報における記載事項等の整理

発災時に村民・ボランティアに必要な情報の伝達が迅速にできるように、あらかじめ地域特性に応じた広報のひな形を整理する。

また、予見できる災害の場合は、発災前から事前・準備広報を実施できるように準備を進める(図 2-5 参照)。

災害廃棄物について

大規模な災害が発生すると、家や建物の倒壊、破損により大量のがれきりや家具、家電等のごみが一斉に発生します。このように災害によって発生した廃棄物を「災害廃棄物」といいます。

災害の規模によっては、災害廃棄物の処理に数年の期間を要します。生活環境の保全と公衆衛生の確保、そして早期復興のためにも排出時の分別が重要です。災害廃棄物はリサイクル可能な品目が多くあり、適切な分別が処理費用の削減にもつながります。

災害時は、災害廃棄物と生活ごみ(主ごみ等)を別から排出しているごみの分別に御理解と御協力をお願いします。

八王子市における最大被害予測
多摩南部産下地帯で発生する災害廃棄物(累計) 約97万トン※
八王子市の7年間の総ごみ量を約15万トンとして計算すると、
平時の**6年分以上**のごみが発生します。
※産下地帯下地帯帯による集積の推定値(計)集積部、令和4年5月)

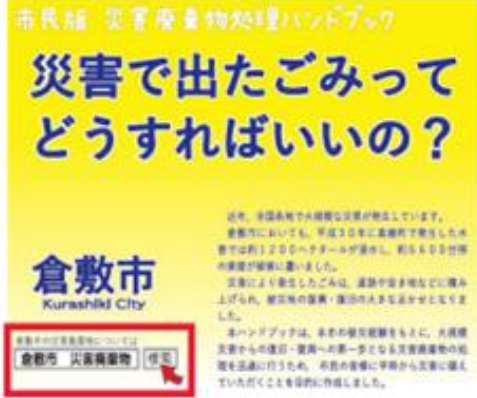
災害時のごみの出し方

○生活ごみ
災害時の生活ごみの収集は、災害の状況によって、収集日や分別方法など、**通常の出し方と異なる場合があります。**

○災害廃棄物
災害時は**災害廃棄物を持込むことができる場所(仮置場)**を指定する場合があります。早期処理のため、必ず分別をお願いします。

【災害廃棄物の分別区分の例】
可燃、不燃、コンクリート、木くず類、特定の家電、布団、畳、畳裏紙、
自転車類、両足履、灯油、ガスボンベ など
※分別区分は災害の状況によって異なります。

出し方については、災害の状況によって異なります。**詳しい出し方は、災害時にホームページなどでお知らせする行政情報を確認してください。**



倉敷市 災害廃棄物 処理

種類	品目	分別方法	収集方法(例)
廃棄物 (分別不要)	可燃ごみ	・燃やさない品目類、はし類等 ・燃やさない品目類(燃やさない品目類) ・被災者等の生活ごみの排出方法	赤いマーク、 赤いマーク、 赤いマーク、等
	燃やさない品目類 (分別が必要)	・分別方法、分別場所、分別方法 ・分別場所(分別場所、分別場所) ・分別方法、分別場所、等	赤いマーク、 燃やさない品目類、 燃やさない品目類、等
燃やさない品目類 (分別必要)	燃やさない品目類 (分別必要)	・燃やさない品目類(燃やさない品目類) ・燃やさない品目類(燃やさない品目類) ・燃やさない品目類(燃やさない品目類)	燃やさない品目類、 燃やさない品目類、 燃やさない品目類、等
	燃やさない品目類 (分別必要)	・燃やさない品目類(燃やさない品目類) ・燃やさない品目類(燃やさない品目類) ・燃やさない品目類(燃やさない品目類)	燃やさない品目類、 燃やさない品目類、 燃やさない品目類、等
燃やさない品目類 (分別必要)	燃やさない品目類 (分別必要)	・燃やさない品目類(燃やさない品目類) ・燃やさない品目類(燃やさない品目類) ・燃やさない品目類(燃やさない品目類)	燃やさない品目類、 燃やさない品目類、 燃やさない品目類、等

(参考) 発災前から災害廃棄物の排出方法
について市民向けに案内
(出典) 災害時のごみの排出、分別の心構えから
一部抜粋 (八王子市)

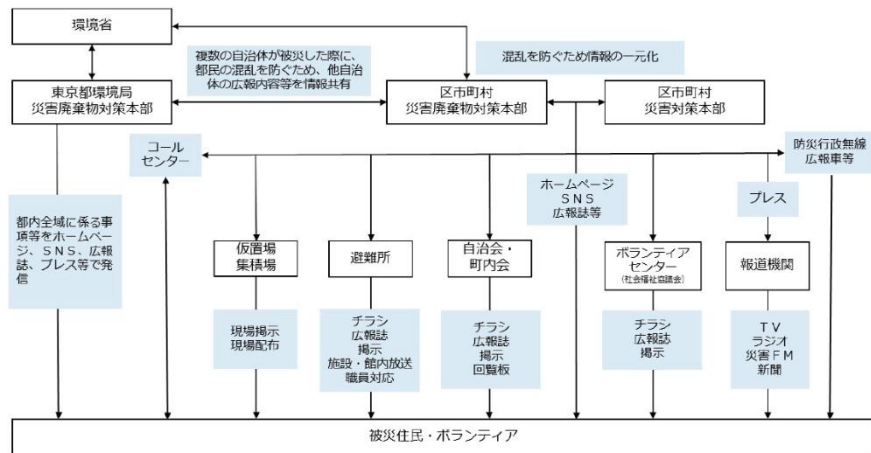
(参考) 災害廃棄物に関する事前・準備広報
(出典) 市民版 災害廃棄物処理ハンドブック (倉敷市)
倉敷市災害廃棄物処理計画 (令和3年3月)

出典: 東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)巻末資料 10

図 2-5 災害廃棄物に関する事前・準備広報の例

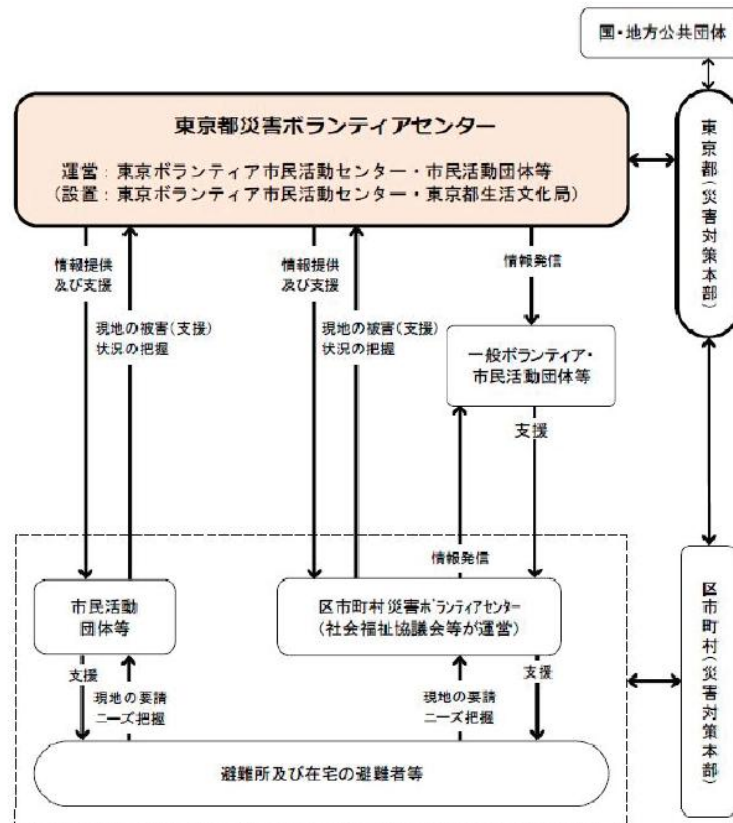
②災害時の主な広報の手段及びルートの整理

災害時に情報伝達の漏れをなくし、迅速な情報共有を行うために、平常時から伝達すべき主体と伝達手段及びルートを整理する(図 2-6 参照)。



初動期の情報伝達主体・手段及びルート (例)

(出典) 災害廃棄物対策における広報の重要性について (令和元年度 大規模災害時廃棄物対策 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会 (第2回)) から引用し、一部改変



ボランティアとの連携

(出典) 災害時ボランティア東京都生活文化スポーツ局 HP から

出典: 東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月) 巻末資料9

図 2-6 災害時の主な広報の手段及びルートの例

③災害廃棄物に関する普及啓発

村民に対して、災害廃棄物に関する情報を広報誌やチラシ等で周知するとともに、発災時にそれらを活用できるよう保管を促す。

発災時には、災害廃棄物に関する情報を掲示する場所の周知も併せて行っていく。外国人向けの広報資料の作成も必要に応じて検討する。

また、災害廃棄物に関する理解を醸成するため、最新の研究事例や国、他自治体の事例を踏まえ、村民が災害廃棄物への理解を深められるような機会を設けていく。

さらに、より多くの村民に参加の機会を提供できるように、既存の環境関連や防災関連のイベント等との連携も検討する。

The image shows two pieces of information. On the left is a 'Disaster Waste' (災害ごみ) sorting guide. It features a bar chart showing that disaster waste is 6.0 times the amount of household waste (6.0倍) and that it is 1.3 times the amount of household waste (1.3倍). Below the chart, it explains that disaster waste is not just household waste but also includes items like damaged vehicles and construction materials. It provides a clear distinction between disaster waste and household waste, with icons for each category. On the right is a recruitment poster for a 'Disaster Waste' (災害ごみ) Citizen Workshop (市民ワークショップ). The poster is in Japanese and includes the following details:

- Topic:** 「災害ごみ」市民ワークショップ 参加者募集!
- Date/Time:** 令和5年1月28日(土) 午後1時30分から
- Venue:** 国立市役所3階 第1・2会議室
- Target Audience:** 最大18名 (応募多数の場合は抽選から決まる)
- Content:** 国立市では、これまで大規模な災害に見舞われたことがありません。再度で災害となつている「災害ごみ」について日頃から考えていただくきっかけになればと市民ワークショップを実施いたします。【テーマ】「災害ごみを減らす・危険の妨げにならないために、「災害」が起きる前に私たちにできること」「災害が起きた後に私たちにできること」
- Application Method:** 郵送の「市民ワークショップ参加申込用紙」に必要事項を記入のうえ市役所ごみ減量課(市役所)第17番窓口へご持参いただくか、メールまたはお電話、FAXでお送り下さい。
- Application Deadline:** 令和5年1月13日(金) (郵送の場合は締切日必着)

(参考) 災害廃棄物に関する広報誌
(出典) 自主防災ふちゅう第10号(令和5年2月発行)
から一部抜粋(府中市)

(参考) 住民向け災害廃棄物ワークショップ
(出典) 「災害ごみ」市民ワークショップ(国立市)

出典: 東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)巻末資料 10

図 2-7 災害廃棄物に関する事前・準備広報の例

④災害廃棄物の発生量を少なくするための対策

災害廃棄物の発生量を少なくするための対策としては、以下が考えられる。

- ・家屋の耐震化や家具の転倒防止、退蔵品等の処分の実施を呼びかける。
- ・水害時には小型家電等を強固な高い場所で保管する(戸建ての場合は、2階以上)。

(2) 初動期

村民・ボランティアに対しては、片付けごみが排出されるタイミングまでに、平常時に準備しておいた広報のひな形を基に被災状況に合わせて適宜追加・修正等を行い、広報を実施する。その際、情報の鮮度、正確性及び更新の容易さに留意し、複数の手段を利用して広報を展開する。

<初動期の広報の内容(例)>

- 片付けごみ等の収集方法(個別収集やステーション回収、集積所・仮置場への搬入)
 - 排出場所、排出可能期間と時間、排出方法
 - 便乗ごみの排出禁止
 - ごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法
 - 分別の必要性、分別方法、分別の種類
 - 仮置場の分別配置図(集積所の場合は、面積を考慮し、必要に応じて搬入品目を日によって絞るなどして、適切な分配配置図を検討する)
 - 家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等の危険・有害廃棄物、廃畳等の処理困難物等の取扱方法
 - 不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止
 - 家電4品目の排出方法
 - 作業時の安全確保への注意喚起
 - 最新情報の入手方法
 - 災害廃棄物に関する問合せ先 等
- ※被災自動車については、所有者を特定し、所有者又は引取業者(自動車販売業者等)による自動車リサイクル法に基づく処理を案内する。

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い 年 月 日 場所

災害により発生したごみの出し方・仮置場のご案内

●生ごみを含む生活ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。豪雨により家庭で使えなくなった家電等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの(バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等)は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

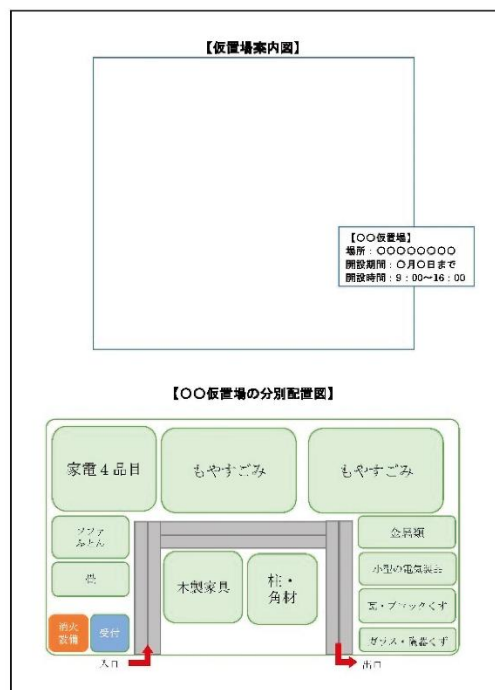
■仮置場で、誘導員にしがたって決められた場所においてください

場所：○○○○○○○ ※裏面をご覧ください
開設期間：○月○日まで 9:00~16:00
場所、開設期間等は、最新の情報を行政HP等で必ず確認してください。
また、受け入れに必要な書類・身分証明書(運転免許証など)または、被災証明書(原本)または雇災証明書をお持ちください。

もやしごみ (プラスチック・衣類)	ガラス 鋭磁器	金属類
五・ブロックくず	小型の電気製品	
たたみ・ソファ・ふとん	木製家具	家電4品目

廃棄物処理等、家の外にごみを出さない場合は、ボランティアセンター(電話○○○-○○○○○)へ相談してください。

【問合せ先】○○ ○○○ ○○○ 電話○○-○○○



出典：東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)巻末資料8

図 2-8 片付けごみの排出方法等に関するチラシの例

(3) 応急対策期

都及び村は、発災後の状況に応じて、広報紙やウェブサイト、SNS等複数の手段を活用して、情報の鮮度、正確性及び更新の容易さに留意し、広報を展開する。

< 応急対策期の広報の内容(例) >

- 村民からのよくある質問と回答例
- 災証明の交付から解体までの流れ(公費解体の対象と申請方法等も含む。)
- 費用償還(自費解体)・公費解体の進捗状況と今後の予定
- 一次仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物
- 一次仮置場閉鎖に関するお知らせ
- 災害廃棄物の処理状況(進捗率の見える化) 等

3. 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧

3-1 災害時対応及び平時の対策

(1) 災害時対応

一般廃棄物施設の運営・管理担当者は、平時に作成したごみ処理施設の緊急対応マニュアルに基づき、ごみ処理施設を安全に停止させ、被害状況及び操業再開時期等の情報を収集した上で災害対策本部に報告する。復旧工事が必要となる場合は、維持管理委託業者等の処理施設関係者に連絡、協議を行い、出来るだけ早く再稼働する。

被災したごみ処理施設の復旧に係る事業は、国庫補助の対象となるため、その申請に係る事務を行う。

(2) 平時の対策

ごみ処理施設の維持管理にあたっては、補修等に必要な資機材、燃料、排ガス処理に使用する薬品、焼却炉の冷却水の備蓄を行い、災害時に処理継続できるよう努める。

ごみ処理施設に係る災害時の BCP(事業継続計画)を策定し、施設関係者と協議し、施設の緊急停止、点検、補修、稼働に係るマニュアルを作成し、定期的に周知を図る。

施設更新時、施設の強靱化を念頭においた設計を行い、大規模災害の発生に備える。また、広域避難場所の提供といった、新たな防災拠点としての機能を有する施設についても検討を行う。

3-2 ごみ処理施設の状況

(1) 中間処理施設

① 焼却処理施設

焼却ごみ(事業系一般廃棄物を含む)は、父島クリーンセンターの焼却施設で焼却処理を行っている。母島の可燃ごみは母島リレーセンターに収集され、専用コンテナで父島に搬出、焼却されている。焼却処理施設の概要を表 3-1 に示す。

表 3-1 父島クリーンセンター(焼却処理施設)

処理能力	4.6t/日(4.6t/8h×1 炉)
処理対象物	焼却ごみ
処理方式	固定床式(機械化バッチ)
所在	小笠原村父島字洲崎
竣工	平成 11 年2月
供用開始	平成 11 年4月

② 破碎施設

父島クリーンセンター内に破碎設備(5t/日未満)を付属しており、母島から大型土のう袋で搬出された可燃性粗大ごみを含めて、破碎後、焼却している。

③ その他施設

村では、焼却ごみのほか、資源ごみの収集及び持込物の受入を行っている。収集された資源物は、ガラスびん・金属くずなどの一部を除き、父島クリーンセンターの圧縮設備で減容化

され、大型土のう袋などの荷姿で島外に搬出される。

なお、母島では、母島リレーセンターで収集された資源物を選別し、圧縮が必要な廃プラスチック、飲用缶、ペットボトルを大型土のう袋に詰めて父島に搬出しているが、その他については直接島外へ搬出している。

その他中間処理施設の概要を表 3-2 に示す。

表 3-2 その他中間処理施設

施設名	父島クリーンセンター(中間処理施設)	母島リレーセンター(中継施設)
処理対象物	粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみ	粗大ごみ・生ごみ・資源ごみ・有害ごみ
所在	小笠原村父島字洲崎	小笠原村母島字評議平
供用開始	平成 11 年4月	平成 15 年 4 月(竣工)
備考	金属類、小型家電、飲料缶、びん、ペットボトル、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、製品プラスチック、段ボール、紙製容器包装、雑紙、乾電池、電球、蛍光管、バッテリー等	生ごみ、金属類、小型家電、飲料缶、びん、ペットボトル、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、製品プラスチック、段ボール、雑紙、乾電池、電球、蛍光管、バッテリー等

(2)最終処分場

焼却残渣については、管理型の父島埋立処分場、不燃ごみ(ガラス・陶磁器類)については、安定型の振分山埋立処分場(父島)、中ノ平処分場(母島)に埋立処分している。

最終処分場の概要を表 3-3～3-4、一般廃棄物処理施設等の位置を図 3-1 に示す。

表 3-3 父島埋立処分場

処理対象物	焼却残渣
処分主体	小笠原村
埋立面積	3,600m ²
埋立容積	12,000m ³
埋立工法	セル方式準好気性埋立
所在	小笠原村父島字洲崎
供用開始	平成 13 年 10 月
残余容量	9,176 m ³ (令和 6 年度末)
備考	埋立完了:令和 14 年3月(予定)

表 3-4 安定型処分場

	振分山処分場	中ノ平処分場
処理対象物	安定5品目	安定5品目
処分主体	小笠原村	小笠原村
埋立面積	150 m ²	100 m ²
埋立容積	450 m ³	200 m ³
埋立工法	セル+サンドイッチ工法	セル+サンドイッチ工法
所在	小笠原村父島字洲崎	小笠原村母島字中ノ平
供用開始	昭和 46 年	平成5年
残余容量	213 m ³ (令和 6 年度末)	135 m ³ (令和 6 年度末)
備考		

(3)土砂置場

村内での工事で発生した土砂を搬入する場所として、父島の洲崎建設発生土置場、母島の評議平発生土置場がある。

父島、母島の土砂置場の概要を表 3-7 に示す。

表 3-7 土砂置場

	洲崎建設発生土置場	評議平発生土置場
対象物	土砂(自然物)	土砂(自然物)
管理主体	小笠原村	小笠原村
所在地	父島字洲崎	母島字評議平

備考)父島の残土置場は、今後変更となる予定(図 3-1 参照)



図 3-1(1) 一般廃棄物処理施設等位置図(父島)



図 3-1(2) 一般廃棄物処理施設等位置図(母島)

3-3 既存施設での災害廃棄物処理対応の検討

既存の廃棄物処理施設の処理形式、処理能力、稼働日数や過去の災害等を踏まえた処理能力の推計を行う。

推計においては、東京都計画を参考とする。

(1) 処理可能量の推計

① 焼却施設の処理可能量

【推計式】

◎処理可能量 = (日処理能力 × 年間稼働可能日数 - 年間処理実績量) × 中間処理期間

【推計条件】

条件項目	設定条件
日処理能力 (t/日) ※1	平時における1日当たりの処理能力は 4.6t/8h である
年間稼働可能日数 (日/年)	「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 (2017 改訂版) におけるごみ焼却施設規模の算定に基づく年間実稼働日数 (280 日) ※2
年間処理量実績 (t/年)	一般廃棄物処理実態調査結果に基づく、年間処理量実績 681t/年 ※3
中間処理期間 (年)	過去の災害事例を参考に「2年間」と設定

備考※1 クリーンセンター周辺の想定震度は最大で4以下である。対策指針技術資料 14-4「既存の廃棄物処理施設における災害廃棄物等の処理可能量の試算」表5では、想定震度5強以下の地域では施設の停止期間が2週間程度以下であることから稼働停止による重大な影響はないと想定し、被災率及び停止期間については考慮しないとされている。

※2 年1回の補修整備期間 30 日、年2回の補修点検期間各 15 日及び全停止期間 7 日並びに軌道に要する日数3日各3回の合計(85 日)を差し引いた日数(85 日 = 30 日 + 15 日 × 2 + 7 日 + 3 日 × 3 + 3 日 × 3)

※3 令和4年度～令和6年度の実績値の平均を用いた。

【推計結果】

焼却施設の処理可能量の推計結果は表 3-5 のとおりである。

表 3-5 焼却施設の処理可能量

日処理能力	年間稼働可能日数	年間処理実績	中間処理期間	処理可能量
4.6t/日	280 日	681t/年	2年間	1,214t/2 年

② 可燃性粗大ごみ

焼却施設に搬入して処理残渣を焼却処理している。

(2) 災害時の廃棄物対応の検討

災害時においては、災害廃棄物発生量を適宜正確に把握し、要処理量と処理可能量の比較を行う。

処理完了目標期間内(概ね3年)に処理を終えることができないと見込まれる場合には、東京都等への応援要請を行う。

4. 災害廃棄物の処理

4-1 災害廃棄物発生量等の推計

災害廃棄物発生量の推計は、仮置場の必要面積や収集運搬の必要車両数の算定、応援要請の検討など処理方針の決定の際に必要となる。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金の災害査定においては、発生量の推計に至る考え方や根拠が重要視される。

さらに、必要な組織体制を検討する上での根拠となることから、新たな情報をもとに、随時見直しを図っていく。

表 4-1 災害廃棄物発生量の推計時期等の目安と主な推計の目的

時期等の目安(着手)	主な推計の目的
発災前	災害廃棄物処理計画における災害廃棄物の規模の設定
発災直後(1週間以内)	被災の規模感の把握
実行計画(1か月から)	処理フローの構築
実行計画改訂(6か月から1年)	発生量の確定

出典:東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)p.7

地震や水害による災害廃棄物発生量の推計方法は、東京都の計画による。

(1)地震災害(発災前)

被害想定報告書の「建物被害及び津波浸水面積」をもとに試算した結果、津波による被害によって、災害廃棄物全量 34,219t、片付けごみ 873t、津波堆積物 77,808t の発生が見込まれた(表 4-2 参照)。地震災害による災害廃棄物の組成別発生量は表 4-3 の通りである。

表 4-2 地震災害による災害廃棄物等の発生量(発災前)

種類	規模等 ^{※1}	建物被害 ^{※1}	災害廃棄物発生量(推計値) ^{※2}
地震災害(津波)	<南海トラフ巨大地震 M9クラス ケース⑤> 最大津波高(m) 父島 14.73m 母島 15.96m 浸水面積 父島 2.234km ² 母島 1.008km ²	全壊棟数 父島 187 棟 母島 44 棟 半壊棟数 父島 105 棟 母島 13 棟 (津波)	災害廃棄物全量 34,219t 父島 27,839t・母島 6,380t うち、片付けごみ 873t 父島 730t・母島 143t 津波堆積物 77,808t 父島 53,616t・母島 24,192t

備考 1) 災害の規模等及び建物被害:「首都圏直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月 25 日公表 東京都防災会議)」※小笠原村で最大被害が想定される M9クラス ケース⑤

2) 災害の規模等及び建物被害:首都圏直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月 25 日公表 東京都防災会議)揺れや急傾斜地崩壊による建物の全壊・半壊被害は想定されていない。

3) 災害廃棄物及び片付けごみは東京都災害廃棄物対策マニュアル(令和5年度資源循環推進部計画課)【様式6】、津波堆積物は「災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)」技術資料 14-2 災害廃棄物等の発生量の推計方法」により推計した。

表 4-3 地震災害による災害廃棄物発生量(品目別)

種類	発生量(t)	
	父島	母島
柱角材	1,392	319
可燃物	4,733	1,085
不燃物	8,352	1,914
コンクリートがら	11,414	2,616
金属くず	835	191
その他	1,114	255
土砂・津波堆積物	53,616	24,192
合計	81,455	30,572

備考)組成比率は、東京都の計画による。

大規模地震による津波被害では、災害廃棄物は、倒壊建物が押し流されて混合状態(図 4-1 参照)となる。その場合は平常時のごみ処理に加え、片付けごみと解体廃棄物等が混ざった状態での撤去作業が余儀なくされることから、被災現場での粗選別により、建設混合廃棄物、木くず(柱材・角材)、金属くず、コンクリートがら等の分別保管(図 4-2)を行うこととなる。



図 4-1 津波被害状況(東日本大震災)



図 4-2 津波被害現場での分別集積(左:混合廃棄物、中:木くず、右:金属くず)

また、津波による浸水程度の被災建物においては、損壊状況を確認し、前述の東京都の計画に基づき災害廃棄物発生量の推計を行う。

津波によって家屋等が損壊して散乱したスレートなどの有害物や危険物等については、回収時に土のう袋への封入やシートに覆うなど飛散防止措置を施して、仮置場等でドラム缶や大型土のう袋等により、周辺環境への影響を防止する。なお、石綿の含有の可能性があるとして判断された建材については、含有の有無にかかわらず、石綿含有建材とみなし、破碎せず、ドラム缶や大型土のう袋等により保管する。



図 4-3 仮置場での危険物・有害物の保管状況(左:危険物、右:石綿含有建材(みなし))

(2) 水害・土砂災害・竜巻等風水害

風水害については、発災後、浸水、土砂災害、風による建物被害等に基づき、災害廃棄物発生量の推計を行う。なお、土砂災害では市街地における土砂の堆積量を推計するため、堆積面積と厚さ等を把握する(図 4-4 参照)。



図 4-4 土砂災害における堆積量の現場調査風景 左:大島土砂災害、右:西日本豪雨(広島県)

4-2 仮置場

(1) 仮置場候補地の選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに住民等による片付けごみの持ち込み先として仮置場を設置し、生活再建に向けた片付けごみを円滑に処理することが重要である。また、救助・捜索活動に支障となる廃棄物等の撤去を円滑に進めるためにも、平常時にその候補地を選定する。

片付けごみ等の仮置場候補地の選定にあたっては、図 4-5 に示す事項に留意する。

<選定を避けるべき場所>

- ・学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺は避ける
- ・二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が大きい地域は避ける
- ・土壌汚染のおそれがあるため、農地は出来るだけ避ける
- ・土砂災害警戒区域等は避ける

<候補地の絞り込み条件>

- ・重機等により分別・保管を行うため、出来るだけ広い面積を確保する
- ・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾等の公有地、未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地(借り上げ)を優先する
- ・自衛隊の野営場所、避難所、応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無を把握する(事前に把握しておく)
- ・効率的な搬入出ルート、必要な道路幅員を確保できること
- ・長期間の使用が可能であること
- ・道路渋滞や周辺への環境影響を十分に考慮する

図 4-5 仮置場候補地の選定にあたって留意する点

また、津波堆積物や土砂混じり廃棄物等の土砂系混合物は、父島・母島の土砂置場を土砂系の二次仮置場として、篩選別機・計量器等を設置する(図 4-6 参照)。また、選別後の土砂(自然物)を土砂置場に集積する。



図 4-6 土砂系混合物の篩選別状況(土砂置場)

(2) 仮置場の設置

対策指針技術資料 18-2「仮置場の必要面積の算定方法」に基づき算出する。ただし、南海トラフ巨大地震等により発生した災害廃棄物は、被災地域で混合廃棄物、木くず、金属くず等に粗選別(図 4-7 参照)を行ったうえで集積し、船舶による廃棄物輸送が可能となった時期に、直接大型土のう袋に積込、大型土のう袋置場(図 5-1 参照)まで搬出する。また、土砂や津波堆積物等の土砂系混合物は、土砂置場まで搬出する。コンクリートがら等については、村内の処理業者と連携して処理を進めることを基本としつつ、発生量や処理能力の状況に応じて、島外搬出による広域処理についても検討する。

風水害や地震の揺れ等により発生した片付けごみは、被災地域を勘察した上で、仮置場を選定し、開設する。



図 4-7 被災現場での粗選別状況(左:分別状況、左下:スレート、右:混合廃棄物積込)

(3) 住民への仮置場の周知

仮置場を設置したときは、場所、受入期間(時間)、分別、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行う。広報は、チラシの配布・掲示、回覧板、ホームページ、SNS、防災無線等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

(4) 仮置場の運営

処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化防止等の観点から、仮置場への搬入時から分別を徹底することが重要である。混合での集積には、分別作業を行う広い用地が必要となるため、搬入時に分別を行い、種類ごとの集積を徹底する。

仮置場の種類としては、表 4-5 に示すように一次仮置場と二次仮置場があるが、災害の規模や確保できる敷地面積等に応じて、一次仮置場のみとする場合や一次仮置場と二次仮置場を一体として運営管理するなど、柔軟に対応する。

表 4-5 仮置場の種類

種類	目的、使用方法等
一次仮置場	片付けごみ、被災した建物、津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、処理を行うまでの間の一時的に分別・保管を行う
二次仮置場	災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等の施設へ搬入するまでの間の保管や、受入のための中間処理(破砕・選別)を行う

(5) 仮置場の復旧

仮置場を復旧する際は、土壌分析等を行うなど、災害廃棄物による汚染防止措置を講じるとともに、再生資材等を活用して原状復旧に努める。

4-3 土砂系混合物(津波堆積物)の処理

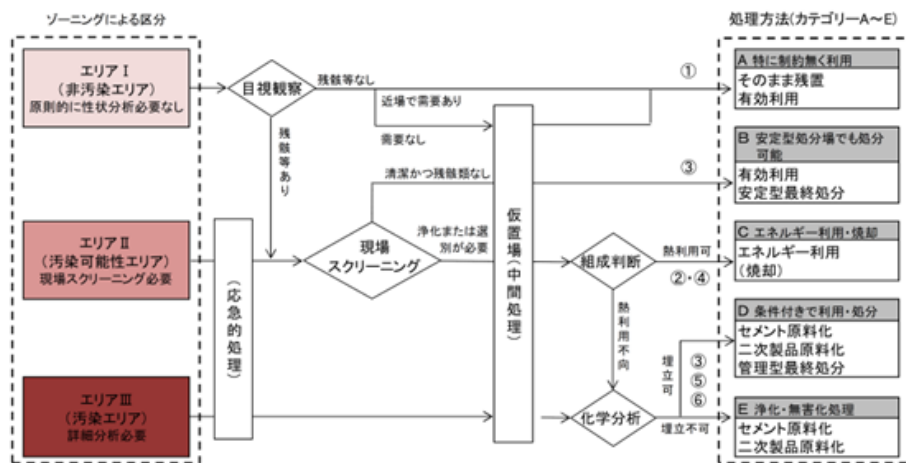
土砂系混合物は、土砂崩れの土砂、津波及び洪水により堆積した土砂・砂泥等を主体とする混合物であり、津波堆積物、土砂災害による堆積物のほか、陸上に存在した様々なものが含まれている可能性がある。乾燥により粉じんが発生するおそれがあるほか、有機物や泥状のものが多く含まれている場合には、腐敗により臭気の発生が懸念されることから、早急に撤去し、土砂系混合物の二次仮置場等へ搬出することが重要である。

南海トラフ巨大地震等により津波堆積物が発生した場合には、土砂置場を二次仮置場として活用する。なお、被災現場でも選別を行い、土砂資源として活用できるものは、被災現場での埋め戻し資材等を優先して利用する。

島しょの特徴として、無機物の砂塵の土砂が津波堆積物として陸域に堆積することが想定される。そのため、発生場所において目視観察を行い、有害物質や有機物等が含まれない清浄な砂礫類の場合には、近場での資材活用や土砂置場での集積等を行う。

コンクリートがらが含まれている場合は、土砂系混合物の二次仮置場で選別した後に、分別土砂は必要に応じて粒度調整を行い、盛土や埋戻材として有効利用する。

有機物等が含まれたヘドロ状のもの等は、土のう袋に入れ被災現場から搬出し、土砂系混合物の仮置場で大型土のう袋に封入して船舶輸送で、島外への搬出・処理を検討する。



注1: 組成・性状分類
 ① 残渣等を含まず、清浄な砂礫等のみであるもの
 ② 残渣等は含まないものの有機物を含むもの※
 ③ 残渣等を渾然一体として含む有機物が含まれないもの
 ④ 残渣等を渾然一体として含む有機物を含むもの
 ⑤ 事業所等が保有していた油類や薬品等が混入しているおそれがあるもの
 ⑥ 陸上等から供給され海底に堆積した有害な化学物質や有機物を含む可能性があるもの
 ※「有機物を含む」とは熱しやく減量で概ね5%以上とする。なお、迅速な判断が必要な場合は、目視による観察、温度の計測、臭気の確認も有効である。

出典: 災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室) 技術資料 24-13「土砂系混合物(津波堆積物)の処理」

図 4-8 津波堆積物の処理フロー

4-4 公費解体

公費解体の実施にあたっては、「公費解体・撤去マニュアル」(環境省)に基づき遂行するものとする。なお、対象となる被災建物については、発災後、環境省からの通知によること。また、大規模災害発生後、公費解体となる対象物が異なることに注意が必要である。例えば、令和6年能登半島地震では、3階以上の住宅で対象とならなかった建物の基礎は、建物と一体として解体するのであれば対象としている。

公費解体に当たっては、「災害時におけるアスベストの飛散防止マニュアル」(東京都環境局、以下、「都アスベストマニュアル」という。)に基づき、アスベストの飛散防止に努める。また、自費解体が行われる場合は、解体業者に都アスベストマニュアルを周知する。

ただし、被災建物による二次災害防止等のために実施する公費解体の緊急施工では、建築物石綿含有建材調査者による石綿含有建材等の調査(図4-9)を実施した上で、石綿含有のおそれがある建材等も含め、破碎はしないで散水した状態で最小限に切断等を行い、大型土のう袋等の密閉容器に入れる。その容器には石綿含有の表示を行い、他のものと混ざらないようにし、保管場所にみだりに人が立ち入りできないように措置を講じる。また、長期間の保管による破損等を防止するために、必要に応じて屋内での保管を検討する。

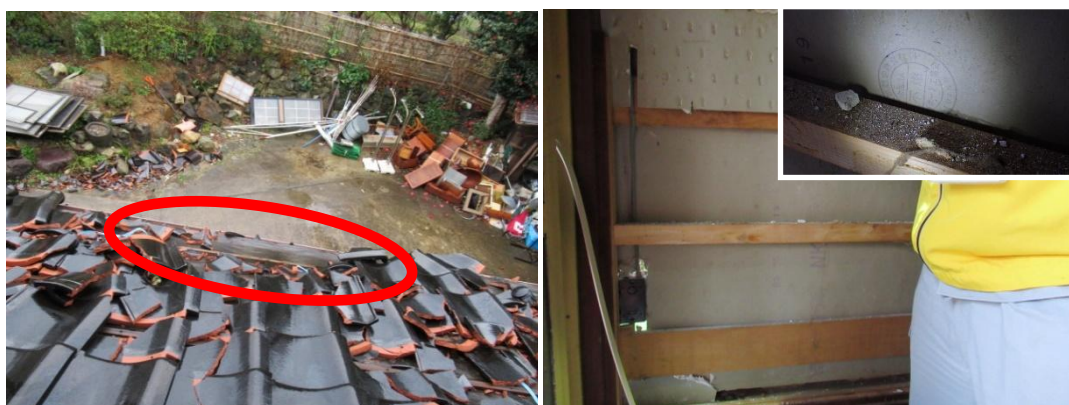


図4-9 緊急解体の被災家屋における石綿含有建材の調査(様子)
(左:ルーフィングが石綿含有のおそれ有、右:石膏ボードの型番確認)

4-5 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

危険性を有する廃棄物、適正処理が困難な廃棄物については、他の廃棄物処理の支障になることから、災害時においても仮置場に持ち込めないものとし、引き取り先は父島クリーンセンター、母島リレーセンターとする。

また、倒壊現場で散乱したものや仮置場に持ち込まれたもののうち石綿含有建材(含有のおそれがあるものも含む。)等については、都アスベストマニュアルに基づき、公費解体、倒壊現場や仮置場等でのアスベストの飛散防止に努める。

5. 島外処理

3. 「一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧」、及び 4-1「災害廃棄物発生量の推計」等を受け、村内での災害廃棄物処理完結が困難と判断された場合は、島外処理を実施するために必要な支援を東京都へ要請する。

平成 25 年に発生した大島町の土砂災害では、腐敗や悪臭・害虫が発生するおそれの高い畳・布団、流木等による大量に発生する可燃性廃棄物(木くず等)、解体系廃木材(柱角材)、建設混合廃棄物等の島外処理を東京都が事務委託を受けて実施した。

災害廃棄物の島外への搬出は、不定期航路を有する海運会社に依頼する。なお、母島で発生した災害廃棄物は、父島で処理するものを除き、直接島外に運搬する。現在、貨物航路を有している海運会社を表 5-1 に、主要港湾を表 5-2 に示す。

表 5-1 災害廃棄物の島外搬出を行う港運会社(予定)

海運会社	使用船舶	頻度等
共勝丸(株)	共勝丸	不定期

備考:現在、月 2~3 回程度の運航となっている。緊急性や処理量等によっては、増便や近海区域を航行可能な貨物船のチャーター等についても検討も必要である。

表 5-2 主要港湾

港名	係留施設(水深m)	規模(延長m)	対象船舶(トン)
二見港(父島)	岸壁(-5.0、-7.5)	360	500、5,000
沖港(母島)	岸壁(-5.0)	180	500

出典:東京港港勢-令和4年(2022年)港湾統計-東京都

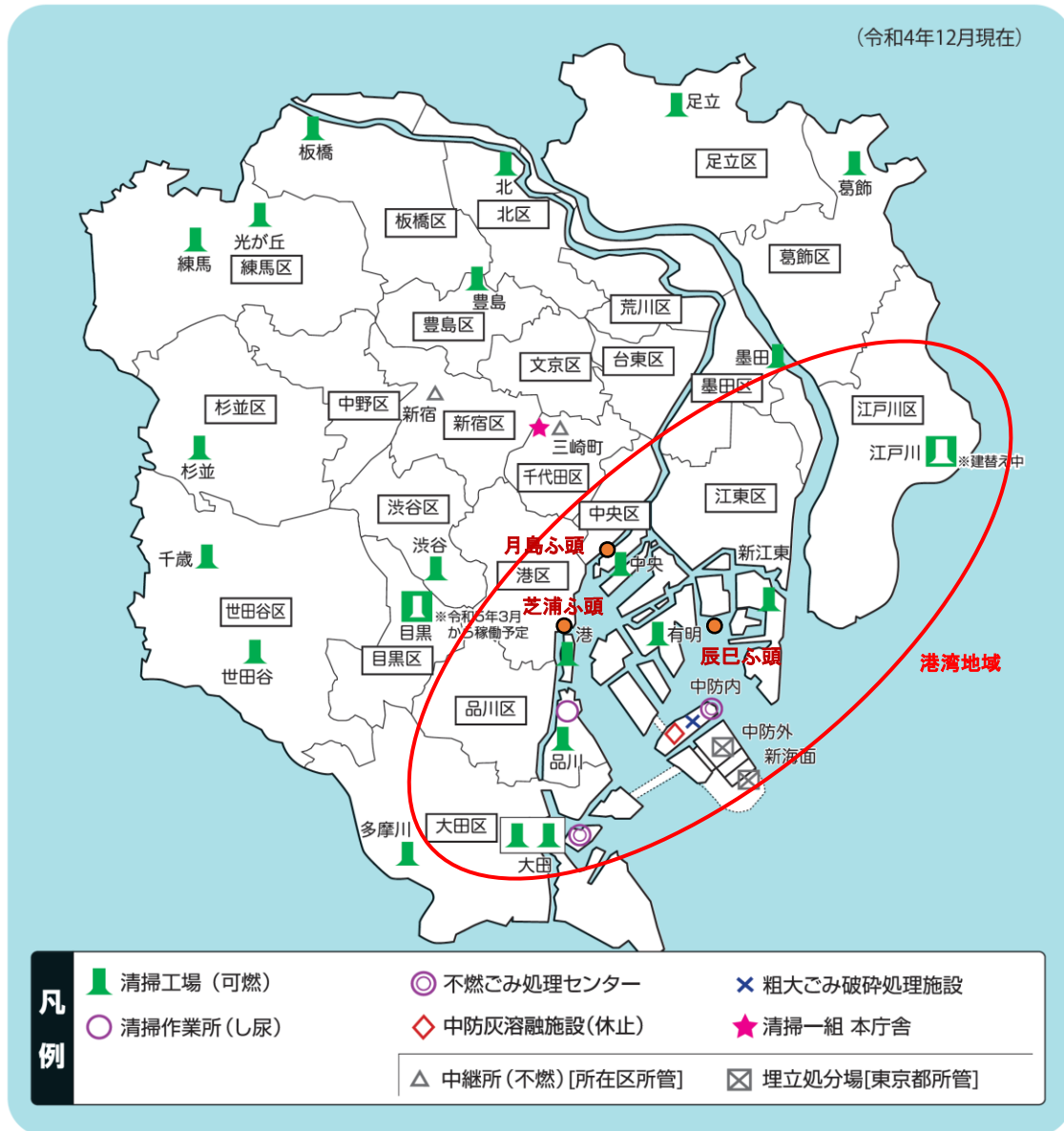
搬出荷姿は、通常時と同様、大型土のう袋等を使用する。各港とも港湾管理者と協議の上、入港数日前から岸壁(ラフタークレーン等の船舶荷役に使用する重機の作業範囲)の所定の場所に大型土のう袋を一時置きすることとする。岸壁上への一時置きが難しい場合は、大型土のう袋一時置場の設置を検討する。

なお、金属くずや有害ごみについては平常時の処理ルート、廃家電及び廃自動車の処理については各種リサイクル法ルートによる島外処理を行う。



図 5-1 岸壁上での搬出する廃棄物の一時置きの状況(二見港(左)、沖港(右))

島外搬出後の処理・処分先は、東京二十三区一部清掃事務組合や民間事業者を想定している。



出典:東京二十三区清掃一部事務組合「ごみれぽ 23 2023」

備考 1) 村から搬出された廃棄物は、月島ふ頭から各施設に搬入され、処理・処分される。

2) 清掃一組は、港湾部に立地する施設での処理を想定。

図 5-2 東京港港湾地域図

6. 避難所ごみ・生活ごみの処理

6-1 避難所ごみ・生活ごみの推計

地震災害、風水害(土砂災害を含む)等に伴う避難所ごみ・生活ごみ発生量について、国や都が例示する推計式を参考に推計を行う。

(1) 避難所ごみの推計

避難所から発生する1日当たりのごみ量を、表 6-1 に示す。

両島合わせて 4,810 人(一時収容人数の最大)が避難するものと想定すると^{※1}、1日当たり父島では 3,677kg、母島では 1,715kg 合計 5,392kg のごみが発生する見込みである。

※1 開設される避難所は、災害の種類及び規模により異なるため、全村民が避難するものと想定して算出した。

表 6-1 避難所ごみ推計結果

項目	発生量	
	父島	母島
避難者数(人)	3,280	1,530
原単位(g/人・日)	1,121	1,121
避難所ごみ発生量(kg/日)	3,677	1,715

出典 1) 避難者数は、小笠原村地域防災計画(令和2年8月修正 小笠原村防災会議)p.53 の長期収容人員

2) 原単位は、東京都区市町村清掃事業年報(令和6年度実績値)より、生活系ごみ排出量を用いて算出した(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの合計)/人口 2,572 人/365 日)。

(2) 生活ごみの推計

災害時は、片付けに伴う損傷した家財道具やガラス等といった、粗大ごみや不燃ごみが大量に発生することが想定される。生活ごみの発生量を推計した結果を表 6-2 に示す。

年間で、可燃ごみは 617t、不燃ごみは 654t、粗大ごみは 91t 発生する見込みである。

表 6-2 生活ごみの発生量

項目	焼却ごみ	不燃ごみ [※]	粗大ごみ
平時の搬入量(t/年) [※]	648	379	53
増減率(%) [※]	95.2	172.6	172.6
災害時の発生量(t/年)	617	654	91

※ 平時は飲料缶、びん類、ペットボトル、金属類は不燃ごみとして回収していないため、資源ごみの搬入量を用いた。

※ 平時の搬入量(t/年)は令和6年度実績値より。

※ 増減率は、東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)p.70 を用いた。

6-2 避難所ごみ・生活ごみの生活ごみの収集運搬・処理

(1) 平常時の体制

① 排出

村の収集方法及び収集頻度は表6-3の通りである。全行政区域においてステーション方式や持込による収集を行っている。

表 6-3 収集体制(父島)

種類	分別区分	排出方法	収集方法	収集回数
焼却ごみ	生ごみ、紙くず、衣類、紙おむつ、ビニール製品、ゴム類、革製品、貝殻、食用油等	透明または半透明の袋	ステーション持込	地域によって異なる
飲料缶		黄色コンテナ	ステーション	週1回
びん、ペットボトル	ガラスびん、ペットボトル、ガラスくず、陶器類	青色コンテナ	ステーション	週2回
金属類	調理器具、食料品の缶、スプレー缶、傘、小型家電等	緑色のコンテナ スプレー缶は中身を出し切って穴を開ける	ステーション持込	週1回
有害物・危険物	蛍光灯、電球、電池類、小型充電式バッテリー、ライター	赤色コンテナ	ステーション	月1回
粗大ごみ	タンス、食器棚、布団、自転車、ベッド家具など	布団やカーペットはひもでまとめる	ステーション	月1回
紙類	段ボール、紙製容器包装、雑紙	焼却ごみと同じ日に束ねて出す	ステーション	地域によって異なる
製品プラスチック	村が指定する硬質プラスチック 20 品目	袋に入れる 衣装ケースなどは袋に入れずそのまま	ステーション	月1回
プラスチック製容器包装		村役場の横のコンテナ	拠点回収	—

表 6-4 収集体制(母島)

種類	分別区分	排出方法	収集方法	収集回数
焼却ごみ	紙くず、衣類、紙おむつ、プラスチック・ビニール製品、ゴム類、革製品、貝殻、食用油等	透明または半透明の袋	ステーション持込	週3回
生ごみ		ポリバケツ	ステーション	週3回
飲料缶		黄色のかご	ステーション	週1回
びん、ペットボトル	ガラスびん、ペットボトル、ガラスくず、陶器類	青色のかご 割れ物は中の見える袋	ステーション	週1回
金属類	調理器具、食料品の缶、スプレー缶、傘、小型家電等	緑色のかご ガス缶は中身を出し切る	ステーション持込	週1回
有害物・危険物	蛍光灯、電球、電池類、小型充電式バッテリー、ライター、ガス缶	赤色のかご	ステーション	月1回
粗大ごみ	タンス、食器棚、布団、自転車、ベッド家具など	布団やカーペットはひもでまとめる	ステーション	年3回
紙類	段ボール、牛乳パック、紙製容器包装、雑紙	焼却ごみと同じ日に束ねて出す	ステーション	週2回
製品プラスチック	村が指定する硬質プラスチック 20 品目	袋に入れる 衣装ケースなどは袋に入れずそのまま	ステーション	年3回
プラスチック製容器包装		回収ボックスに入れる	拠点回収 (母島リサイクルステーション)	—

②収集

生活系ごみ及び事業系ごみについては、民間委託による収集を実施している。

令和6年度における収集運搬車両台数を、表 6-5 に示す。

表 6-5 収集運搬車両台数

	事業者	2t パッカー車	2t 平ボディ	2t ダンプ	4t ロング	4tアーム ロール	軽トラック
父島	委託業者 (1社)	3台	3台	1台	1台	1台	—
母島	委託業者 (1社)	1台	1台	—	—	1台	—

③中間処理

収集されたごみは、表 3-1、3-2 に記載した村内の施設において処理されている。

(2)災害時の想定

排出、収集・運搬、中間処理は、平常時の体制を基本とするが、平常時と同様の体制では対応できないと判断した場合は、平常時に構築した連携体制を活用し、速やかに国及び都、他市区町村、民間事業者・団体等に応援要請を行い、体制を整備する。

なお、災害時には被災を免れた住居も残る一方、通常の収集ルートのほか、避難所からの収集も必要となる。

自ら住居を確保できない者を一時的に滞在させることを目的とした、指定避難所の現況を、表 6-6 に示す。

また、地区ごとの指定避難所の詳細は、小笠原村地域防災計画(令和2年8月修正 小笠原村防災会議)p.53 を参照。

表 6-6 指定避難所の現況

島	対象事象	箇所数	有効面積(m ²)	収容人数(人)
父島	地震・津波・高潮	4	2,418	2,900
	土砂災害	2	587	700
	洪水	5	2,733	3,280
母島	地震・津波	1	372	450
	土砂災害	1	66	120
	高潮・洪水	3	1,238	1,530

出典:小笠原村地域防災計画(令和2年8月修正 小笠原村防災会議)p.52～53 をもとに作成

(3)生活ごみの対処方針

①事前の準備

施設は、あらかじめ災害対策を実施し、被害を最小限に食い止める。

水害発生時には、収集運搬業者に連絡して収集車両の避難を実施する。

②災害時

災害時の分別排出は、原則として平常時と同様とする。これは避難所にあっても同様とする。避難所から排出される廃棄物も収集対象とする。

収集道路等の復旧が遅れる集落は、家庭での一時保管を要請する。

また、これらの処理にあたっては、厨芥類や紙オムツ等の腐敗が進みやすい廃棄物は優先的に収集・処理を行う。

7. 教育訓練

7-1 職員への教育訓練

「東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)」に基づき、発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、具体的な方法等を検討した上で、災害廃棄物処理に関する訓練、演習を実施する。訓練、演習には、国及び都、他区市町村や民間事業者・団体等にも参加を求め、平常時から担当者間の連携強化を図る。

なお、訓練、演習は、その実施を通じて参加者の災害対応力を上げるだけでなく、実施後に本計画や都マニュアルを検証し、必要に応じてそれらを見直す取組が重要である。また、訓練、演習は継続的に実施し、災害対応力の向上を図っていく。

訓練、演習方法の例を以下に示す。

- ・セミナー、講演会、意見交換会
- ・現地への視察
- ・情報収集訓練
- ・課題抽出、状況付与型演習

なお、教育訓練・研修の具体的な手法は、以下の文献に記載されている。

- ・「災害廃棄物に関する研修ガイドブック総論編:基本的な考え方」(国立環境研究所)
- ・「災害廃棄物に関する研修ガイドブックワークショップ型編」(国立環境研究所)
- ・「災害廃棄物に関する研修ガイドブック対応型図上演習編」(国立環境研究所)

7-2 経験の継承

これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、活かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上を図る。

そのために、国及び都、他区市町村や民間事業者・団体等の関係者との情報共有・コミュニケーションを図り連携を強化するとともに、上述の教育訓練を定期的実施する。

8. 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

8-1 災害廃棄物処理計画による実効性の向上

災害発生時の実効性を向上させるべく、実際の災害や教育訓練等を通じた改善点の抽出や、計画の見直しを行う。

8-2 情報共有と教育・訓練の実施

本計画の実行性を高めるため、計画の内容について平常時から職員に周知するとともに、国や都等が実施する研修や訓練、演習等に継続的に参加することで、廃棄物処理に関する職員の知識の向上を図り、適切な判断・行動ができるよう努める。

8-3 進捗管理・評価による課題の抽出

災害の発生に備えて本計画の実行性を高めるため、訓練や演習等を踏まえ、課題を抽出する。

8-4 災害廃棄物処理計画の見直し

前述の課題の抽出結果や、国が定める法令や指針、都の関連計画、村の関連計画等の見直し状況、訓練や演習の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行い、より実行性の高い計画へ更新する。本計画の見直しを行う場合の例を以下に示す。

- ・被害想定が作成された場合
- ・関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法）や関連計画、災害廃棄物対策指針が改正された場合
- ・災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- ・訓練、演習を通じて本計画の内容に改善点が見られた場合
- ・その他計画の見直しが必要と判断された場合